

# 大坂の火消組合の機能と運営

西 坂 靖

はじめに

一 火消組合の機能

1 「火消し」

(一) 水之手人足

(二) 「文政年間の消防制度改正」

2 「火消し」以外の公的な機能

二 火消組合の運営

1 火消年番町の選出

(一) 五 印

(二) 印頭町(組頭町)

(三) 火消年番町の選出

2 寄 合

三 火消組合とその他の組合町

1 組合町における町々の編成のされ方

2 組合町の運営のあり方

3 大坂町奉行・惣年寄との関係

おわりに

## はじめに

本稿では、近世後期の大阪の火消組合の機能と運営のありかたを具体的にあきらかにすることを課題とするが、こゝでの主たる関心は、「火消し」それ自体よりむしろ、数百もの個別町からなる巨大大都市内部における、「火消し」を媒介にした町と町との結合関係のありかたにある。

① 「火消し」に関する制度的な研究は、大阪や江戸を対象としたものがいくつかみられるが、町と町とを結びつける媒介としての「火消し」という視点からの研究はみられない。「火消し」による結びつきのみならず、近世都市の研究史においては、大都市内部における町と町との結びつきのあり方―組合町（個別の町々の結合体＝町連合を本稿ではこのように呼ぶ）―に関する研究はほとんどなされていないのである。<sup>(1)</sup> 近世都市の住民は、地縁的、同職的または同族的結合関係など、何重もの結合関係を取結ぶことによって、自らの仕事や生活を維持していたと考えるが、このうち組合町などの地縁的結合関係は、都市の諸生活機能（下水道、「火消し」等々）の維持において特に重要な意味を持ったと考えられる。組合町の具体的検討は、近世都市を住民の形成する結合関係の総体としてとらえようとする場合、不可欠な検討課題であると言える。

② 近世都市の住民の生活をささえる組織、結合関係としての組合町は、大阪の場合でもいくつか存在するが、とりわけ火消組合に着目するのは、一八世紀の末から、大阪においては、惣町で二一ある火消組合が連合して惣町一体となつた訴願運動があらわれるという興味深い事実の存在による。<sup>(2)</sup> 一九世紀についてみると大阪の惣町的な訴願運動はことごとく火消組合を結集の拠りどころとしたものである。このように大阪の惣町六二〇町の町人（家持）の結合を可能にす

る枠組であるという点において、火消組合は、大坂において何種類か存在する組合町の中でも特別な位置をしめる。それではなぜ、火消組合が惣町的な訴願運動の枠組たりえるのだろうか。この問題に解答を与えるためには、火消組合の担った日常的な機能と運営のありかたについて具体的にあきらかにすることが必要である。

以上のような問題関心から、本稿では以下の二点について検討していきたい。

(1) 大坂の火消組合が日常的に担った機能と、運営のあり方を、唯一の先行研究である『大阪市史』の記述を批判的に検討しながら、具体的にあきらかにすること。

(2) その他の組合町について、町々の組織のされ方、運営のあり方、大坂町奉行、惣年寄との関係をあきらかにし、大坂の組合町の中で火消組合の普遍性と特殊性を位置づけること。

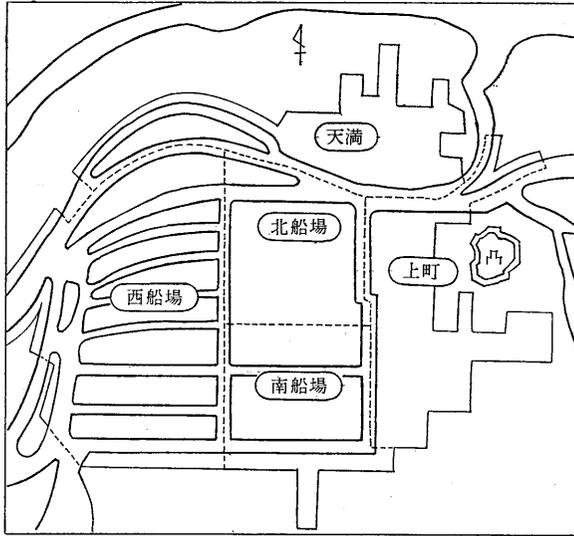
(1) 大坂の消防制度については、大阪市参事会編『大阪市史』（一九一〇―一四年）、幸田成友「徳川時代の大阪市制」〔幸田成友著作集〕第一巻、中央公論社、一九七二年〕に説明がある程度。江戸については、池上彰彦「江戸火消制度の成立と展開」〔西山松之助編『江戸町人の研究』第五巻、吉川弘文館、一九七八年〕、鮎川克平「江戸町方火消人足の研究」〔論集きんせい〕三号、一九七九年〕などの新しい研究が見られる。

(2) 中井信彦『幕藩社会と商品流通』（塙書房、一九六一年）九三ページに町内と町内とを横に結合させる因子としての火事についての指摘がある。

(3) 大坂の組合町については、管見の限りでは、『大阪市史』に火消組合・宗旨組合・通達組合等の機能に関する記述がある以外、その後の研究は見出せない。京都の町組に関しては秋山國三氏の先駆的業績『公同沿革史』上（一九四四年、新版『近世京都町組発達史』法政大学出版局、一九八〇年）があるが、この書の中で、近世における町組の実態に関する具体的分析の比重は存外小さい。三都以外では、安藤正人「近世甲府の都市構造と役負担」〔史料館研究紀要〕一三号、一九八一年〕に甲府の組合町の入用に関する検討がある。

(4) この問題については、拙稿「大坂の火消組合による通達と訴願運動」〔史学雑誌〕九四編八号、所収予定〕参照。

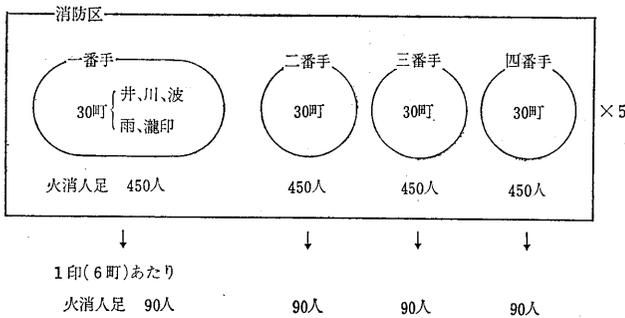
第1図 消防五大区



1 「火消し」

— 火消組合の機能

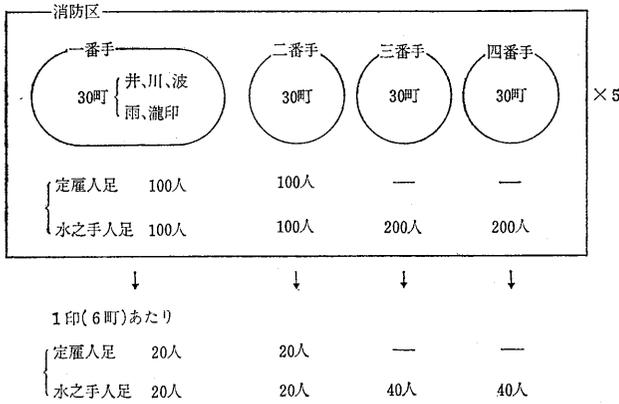
第2図 元禄10年・一消防区あたりの火消人足動員体制



第1表は『大阪市史』第一、二巻の記述から、大坂の火消組合の設立以来の、出火の際の動員体制の変遷についてまとめたものである。第1表の①にあるように、大坂の火消組合は、元禄一〇年(二六九七)一〇月二九日に設定された。この成立に関しては、大坂町奉行からの触達に基づいて、いわば「上から」設定されたものであることに注目しておきたい。

以下、第1表をふまえ

第3図 寛政2年・一消防区あたりの火消人足動員体制



て、火消組合の機能について、(一)水之手人足、(二)「文政年間の消防制度改正」の二点に着目して検討していきたい。

(一) 水之手人足

第1表によれば、火消組合は、元禄一〇年の設定以後、上町・北船場・南船場・西船場・天満の各区(第1図)において、人数の変化はあっても、1245と一貫して「火消人足」(原史料上の表現は、この他に「番手人足」「丁人足」「町々水之手人足」など)の動員を行なっていることがわかる。それでは、火消組合が動員するこれらの人足は、火事場においていかなる働きをするものなのか。

次にあげるのは、文化八年(一八一二)の北組道修町三丁目の史料である<sup>(1)</sup>が、これは例年、一二月一九日に、火消組合の年番町が交替する際に、大坂町奉行から申渡されるものである(傍線筆者・以下同様)。

火消人足働方定法之覚

一 一 番 手 組 合 町 々 之 人 足、出火聞付次第場所へ馳付、水之手第一ニ相働、随分可致出情、勿論町々丁代共無油断人足引廻し働せ可申候(以下略)

(二三箇条略)

一 右定法書之通、無違失相守、火事場随分致出情、水之手第一ニ可相働候様、町々丁代とも付添相働可申候、若不埒之儀相聞へ候へ、急度可及沙汰候間、此間可致承知候

十二月

第1表 火消人足動員体制の変化

年 月	記 事	出 所
① 元禄10年9月 (1697)	<p>全市を上町・北船場・南船場・西船場・天満の五区に分ち、毎区30町内外を集めて三～五の火消組合をつくり、火消組合内の町々を雨・波・井・川・瀬の五印に分かつ。火消組合数は全市で20(堀江新地の成立後21組合となる)。一つの火消組合ごとに火消人足450人、月行司、町代、纏持各一人を出すものとする。そして毎区火消組合の数に応じて「番手」を定め、一番手の火消組合を最初に出勤させ、二番手以下がこれに次ぐ。この順番は、失火ある毎に交代させる。(第1図、第2図参照)</p> <p>一つの火消組合が出す火消人足を300人から200人に減する。(火消人足が450人から300人に減少された時期は不明)</p> <p>火消人足を廃し、御用人足の一つである薦人足120名宛を出勤させる。</p>	『大阪市史』第1巻、496～497ページ
② 宝暦2年2月 (1752)	<p>ふたたび宝暦の旧制(全市を五区21組合に分ち各火消組合から200人の火消人足を出す制、第1表②)に復する。</p>	『大阪市史』第1巻、853ページ
③ 宝 暦 8 年 (1758)	<p>五区に新たに定雇人足200人を置き、請負人に請負わせ、各印の一番手・二番手に各々20人を配賦し、これを「火消人足」とし、次に各火消組合より出せる「平人足」を各印の一番手・二番手に20人宛、三番手以下に40人宛を附して水之手に当たらせる。すなわち従来が一番手・二番手各200人を折半し、それぞれ一半の100人を定雇の火消方薦人足、一半の100人を水之手人足とし、三番手以下は従来通りことごとく水之手人足としたのである。(第3図参照)</p>	『大阪市史』第1巻、854ページ
④ 明和5年6月 (1768)	<p>五区に新たに定雇人足200人を置き、請負人に請負わせ、各印の一番手・二番手に各々20人を配賦し、これを「火消人足」とし、次に各火消組合より出せる「平人足」を各印の一番手・二番手に20人宛、三番手以下に40人宛を附して水之手に当たらせる。すなわち従来が一番手・二番手各200人を折半し、それぞれ一半の100人を定雇の火消方薦人足、一半の100人を水之手人足とし、三番手以下は従来通りことごとく水之手人足としたのである。(第3図参照)</p>	『大阪市史』第1巻、854ページ
⑤ 寛政2年4月 (1790)	<p>五区に新たに定雇人足200人を置き、請負人に請負わせ、各印の一番手・二番手に各々20人を配賦し、これを「火消人足」とし、次に各火消組合より出せる「平人足」を各印の一番手・二番手に20人宛、三番手以下に40人宛を附して水之手に当たらせる。すなわち従来が一番手・二番手各200人を折半し、それぞれ一半の100人を定雇の火消方薦人足、一半の100人を水之手人足とし、三番手以下は従来通りことごとく水之手人足としたのである。(第3図参照)</p>	『大阪市史』第2巻、56ページ
⑥ 文 政 年 間 (1818～29)	<p>従来の五大消防区を廃して、北・南・天満の三大消防区に分ち、三郷いづれの地に失火があつても、各区より消防に赴くこととし、五印中雨・籠の二印を北組に、井・川の二印を南組に、波印を天満組に属し、これに各郷年寄を配置させる。南組火消人足定員は一印60名で、これを一番手より三番手に分かつ。</p>	『大阪市史』第2巻、213ページ

第2表 「火消人足」20人の内訳

道 具 (数)	人 足 数
斧 (5)	5
鳶 口 (5)	5
綱 (1)	2
長竹梯子 (1)	4
小竹梯子 (1)	2
頭 取 人 足	2
(合 計)	20

出所 『大阪市史』第4巻上，補達265。

第3表 「丁人足」20人の内訳

道 具 (数)	人 足 数
長 鳶 (2)	2
張 籠 (2)	2
竹 釣 瓶 (1)	1
張 手 桶	15
(合 計)	20

出所 『大阪市史』第4巻上，補達265。

この史料は、中途を省略しているが出火の際の、一番手から四番手までの火消組合の人足の働き方を定めたものである。注目されるのは史料の一番最後、全体の総括部分で（傍線部分）、火消組合の町々から出される火消人足は「水之手第一」に働くよう申渡されていることである。これは彼らの主たる機能が「水之手」にあることを示している。また、第1表の②の典拠である宝暦二年の町火消人足減員の口達<sup>(2)</sup>においても、「町火消番手人足」の働きとして「水之手」が第一にあげられている。

このように火消組合によって動員される人足の働きは「水之手」と呼ばれるものがあることがわかるが、「水之手」とは具体的にどのようなものと考えられるか。

第1表の⑤にある寛政二年四月の消防制度改革に関する史料である「火消人足并水之手人足作法改之事」<sup>(3)</sup>には、「火消人足」と「丁人足」の所持携帯する道具が記されている。すなわち、定雇である「火消人足」一セット二〇人についてまとめたものが第2表である。斧・鳶口などの諸道具から彼らは鳶人足であると考えることができ、その機能については、家屋を取壊すことによって延焼を防ぐことにあると言える。これに対し、火消組合町々から出される「丁人足」一セット二〇人の内訳についてまとめたものが第3表である。彼らの道具が張手桶を中心とするところから、その機能は、主として水を汲み、運び、火口に散水し、または近隣の家屋の屋根に水をかけ延焼を防ぐことにあったものと考えられる。これが

すなわち「水之手」の内容である。このように、大坂における「火消し」の体制は、〈破壊消防〉、〈水之手〉の二本立としてとらえることができる。<sup>(a)</sup> 火消組合によって動員される人足は〈水之手〉を主要な役割とするものであり、彼らを「水之手人足」と総称することができる<sup>(b)</sup>と考える。

(二) 「文政年間の消防制度改革」

第1表の⑥にあるように『大阪市史』には、「文政年間の消防制度改革」という表出のもとに、「文政年間従来の五大消防区を廃して北・南・天満の三大消防区に分ち、三郷孰の地に失火あるも、各区より消防に赴くこととし」という記述がなされている。注目すべきは、五大消防区の廃止という点である。この五大消防区（上町・北船場・南船場・西船場・天満の五つ）は、例えば、北船場地域で火事が起きた際には、北船場の四つの火消組合のうちから、水之手人足を出すといった、火消組合が水之手を動員するに際しての地域区分である。この五大区が廃止されたとすれば、二一の火消組合が有している水之手人足の動員の機能はどうなるのか。これに関しては『大阪市史』は何もふれていない。文政年間以降、火消組合が消防に関する具体的な機能を失ってしまったのか、それとも保持しているのかという問題は、先に述べた火消組合による訴願運動の、その背後にある火消組合の共同性の基盤をどこに求めるかということに大きく関わる問題である。

そこで、以下においては、文政年間以後の火消組合の機能について検討していくことにする。私見によれば、『大阪市史』の「文政年間の消防制度改革」の記述は、大坂の消防体制が、前に見たように、〈破壊消防〉と〈水之手〉の二本立であることを充分認識していないものと思える。結論を先に述べてしまえば、「文政年間の消防制度改革」とは〈破壊消防〉に関する制度の変更であり、〈水之手〉については何らの変化がなく、火消組合の水之手人足動員という機能はそのまま維持されたものと考ええる。この点について以下においてあきらかにしていきたい。具体的には、(a) 五大消防区が廃止されたという『大阪市史』の記述は根拠があるか、(b) 文政年間以降の火消組合はどのような機能を有してい

たか、(c) 文政年間以降、町々は水之手人足を出しているか、について検討する。

(a) 五大消防区廃止の根拠について

『大阪市史』には「文政年間の消防制度改正」の記述の典拠として、「南組惣会所毎節季勘定帳面写」があげられている。この史料は、南組木挽町南之丁に残ったもので、南組惣会所における、役掛銀・石掛銀などの収入と、御用人足賃・惣会所入用などの支出が節季ごと(年六回)にまとめられ、南組の町々に通達されたものを記録した帳面である。この史料は、文政七年(一八二四)三月節季より、毎節季「火消方勘定帳」を併載するようになる。「文政年間の消防制度改正」という評価は、この「火消方勘定帳」の分析によるものであると考えられる。一例として、文政七年九月節季の「火消方勘定帳」の一部をあげる。<sup>(5)</sup>

文政七年

申九月節季火消方勘定帳

南組惣会所勘定場

一 三百六拾六匁八分

川印井岡鷲人足

請負 河内屋 伊兵衛

一 三百拾二匁

井印安井

同断 加島屋 吉兵衛

一 三百六拾三匁貳分

川印渡辺

同断 河内屋 平 吉

一 百八拾四匁

井印金谷鷲人足

河内屋 勝 蔵

第4表 南組惣年寄指揮下の火消方鳶人足の出動箇所（文政7年7月節季）

町名	三郷	(消防区)
南問屋町	南組	(南船場)
金沢町	南組	(南船場)
京橋二丁目	北組	(上町)
京町堀四丁目	北組	(西船場)
御池通五丁目	天満組	(西船場)
常盤町三丁目	北組	(上町)
梅田	—	—

出所)「惣会所毎節季勘定帳面写・2」(大阪府立中之島図書館所蔵 木挽町文書)。

一 百四拾四奴

井印安井鳶三番手

住吉屋 与五郎

(中略)

右之通、当節季火消方勘定帳面仕直候間郷中へ同様御通達可被下候、以上

文政七甲申年九月

年番町年寄

(後略)

井岡・安井・渡辺・金谷は南組の惣年寄であり、河内屋伊兵衛以下は鳶人足の請負人である。この史料から、井・川・波・雨・龍の五印のうち、井・川の二印が南組惣年寄の担当であることがわかる。川印には、惣年寄のうち井岡・渡辺が、井印には、安井・金谷が配されている(傍線部参照)。

また、文政七年「七月節季火消方勘定帳」<sup>⑤</sup>には、火消人足の出動先に関する記載がある。それをまとめたのが第4表である。これからわかるように出動箇所は大坂三郷全体と、町統在領にまでわたっている。

「文政年間の消防制度改正」の中味である、「北・南・天満の三大消防区に分ち、三郷孰の地に失火あるも、各区より消防に赴くこととし、五印中(中略)井・川の二印を南組に(中略)属し、之に各郷惣年寄を配置し」という『大阪市史』の記述は、右に述べたことながら導き出されたものであろう。しかしながら、この「火消方勘定帳」は、大坂における消防活動の全容をあきらかにするものではない。これは南組惣年寄が使役した火消人足(鳶人足)など、惣年寄が関与する消防活動のみに関する勘定帳なのである。すなわち第1表の⑤にあげたように寛政二年四月の消防制度改正によつ

て、町人側が負担する火消人足が、町々が賃銀をまかなう定雇の鳶人足と、町々から火消組合を通じて実際に人足を差出す水之手人足との二本立になったが、文政七年の「火消方勘定帳」は前者の「破壊消防」を担う定雇の鳶人足に該当する諸入用の請払いを記した史料なのである。したがって、この「南組惣会所毎節季勘定帳面写」の中の「火消方勘定帳」に、上町・北船場・南船場・西船場・天満の五大消防区の名が登場しないことを以って、五大消防区の廃止を言うことはできない。五大消防区の存否は、別の角度から改めて検討されなければならない。

(b) 文政期以降の火消組合の活動について

それでは、文政期以降、火消組合が、具体的にどのような消防活動に関与しているかを明らかにするために、嘉永五年（一八五二）の、御池通五丁目をはじめとする西船場三三町組の、組合入用について検討する。

第5表は、西船場三三町組の組合入用「火消年番入用二季割方控」<sup>(7)</sup>にあらわれる支出項目を分類したものである。C〈出火関係〉に注目すると、西船場三三町組が嘉永四年二月一九日以降一年間に、何らかの種類の人足を出して関わった火事は一三件①、②、④、④ある。西船場三三町組の火事に対する関わり方を、まず、大坂三郷全体の出火状況の中で検討し、次いで、西船場三三町組が関与した一三件の火事について活動内容を吟味する。

第6表は、嘉永五年の一年間に、南組惣年寄指揮下の火消方鳶人足が出動した火事、すなわち大坂三郷全体での火事を一覧表にしたものである。これは、嘉永五年の「火消方勘定帳」の中の、火消方鳶人足賃銀の支払いに関する項目にある出火場所の記事をまとめたものである。これによれば、嘉永五年一年間の南組惣年寄指揮下の火消方鳶人足の出勤回数は二一回であるが、西船場三三町組の一三件のうち、一二件はこれと対応する。対応しない一件は、吉左衛門町よりの出火である（第5表C⑥）。「吉左衛門町出火之節、火元見人足賃」という記事であるが、これはおそらく、西船場三三町としては、火元の観察に人足を出したが、結局は小火に終わり、惣年寄指揮下の鳶人足が駆けつけるまでもなかつ

第5表 西船場33町組の組合入用 (嘉永5年)

分類	支	出	項	目	金額	
A 神社に対する初穂等	①	四天王寺江先格之通年頭初穂			金 200 疋	(i)
	②	(住吉江同断 (年頭初穂) 同山上金大夫, 仲中大夫兩人へ 同配札料として送ル 一心寺へ年頭初穂 一. 寺常心仏初穂子年分中 一. 寺常心仏初穂子年分中 一. 寺常心仏初穂子年分中)			金 100 疋 銀 4 匁 金 300 疋 金 100 疋 銀 129 匁 銀 50 匁	
	③	一. 寺へ年頭初穂			金 100 疋	
	④	京都北野天満宮御遠忌万燈明会ニ付寄附			銀 129 匁	
	⑤	一心寺常心仏初穂子年分中			銀 50 匁	
	⑥	堀川戎社へ例年10月20日初穂			金 100 疋	
	⑦	(生玉北向八幡社火難除神楽有之節案内ニ出候人足ちん 右同断へ寄進)			金 300 文 金 200 疋	
B 年頭八朔の祝儀等	①	(東西御番所小使中へ年頭祝儀 同寄合所へ同断)			金 1 両 銀 33 匁	(i)
	②	(年番町丁代へ同断 (年頭祝儀) 右同断下役へ)			金 100 疋 金 600 文	
	③	(東西御役所小使中へ当八朔祝儀 同寄合所へ右同断)			金 1 両 銀 33 匁	
	④	(年番町丁代へ右同断 (八朔祝儀) 同下役へ右同断)			金 100 疋 金 600 文	
①	(日向町出火之節, 人足 5 人并らうそく弁当わらじ代共 右同断, 番手切替之節支度代)			金 3 匁 224 文 金 1 匁 18 文		

D 寄合入用			
①	2月8日組合申合相談之節、福屋私并誂之節入用共 右同断、仲居へ心付 右同断、酒1斗4升、酒之遣共へ 右同断、らうそく代 右同断、かん場人足并使人足雇賃	銀232匁7分 金100疋 錢2匁916文 銀12匁 錢600文	(i)
C	<p>② 北久太郎三丁目出火之節、西御番所詰人足賃并当代共</p> <p>③ 吉原町出火、番手切替ニ付御呼出則切替被仰付、猶又同日御呼出有之、傾城町之儀ニ候へ、切替ニ不及候間、矢張是迄之通被仰付候 右両度支度代</p>	<p>錢2匁264文</p> <p>錢2匁252文</p>	(i)
火	<p>④ 御池通式丁目出火之節、人足5人并らうそく并当わらじ代共 右同断番手切替之節、隙入両度支度代</p> <p>⑤ 炭屋町出火之節、人足5人并らうそくわらじ并当代共</p> <p>⑥ 吉左衛門町出火之節、火元見人足賃</p> <p>⑦ 宇和島町出火之節、右同断(火元見人足賃) 右同断ニ付番手切替之節支度代</p> <p>⑧ 京町堀三丁目出火之節、人足ちん并らうそくわらじ并当代共 番手切替之節支度代</p> <p>⑨ 高麗橋三丁目出火之節、火元見人足ちん</p> <p>⑩ 斎藤町出火之節、火元見人足ちん 同番手切替之節支度代</p>	<p>錢3匁288文</p> <p>銀24匁5分</p> <p>錢3匁288文</p> <p>錢300文</p> <p>錢250文</p> <p>銀16匁2分</p> <p>錢500文</p> <p>銀14匁9分</p> <p>錢300文</p> <p>錢300文</p> <p>銀16匁8分</p> <p>錢350文</p> <p>錢300文</p> <p>錢300文</p> <p>錢300文</p>	(ii)
関			
係			
入			
用			

第5表 (つづき)

分類	支	出	項	目	金額	
D 寄 合 入 用	②	11月17日火消方申合寄合之節、5を忠私并誂之節入用共 同断、酌入3人雇賃 同断、心付 同断、酒1斗3升代 同断、らゝそく代 同断、かゝ場并使人足雇賃	三郷年番町寄合并外入用共割方差越之表、但谷町三丁目渡	銀178匁2分	(ii)	
				銀9匁		
				金2朱 錢2、600文 銀12匁 銀600文 銀25匁1分5厘		
E 諸 道 具 入 用	① 墨 筆 代 ② 諸 紙 代 ③ 纏箱・挑灯新調代 ④ 筆 紙 墨 代 ⑤ 水弾損水勢悪敷候ニ付直シ賃	銀5匁	(i)			
		銀6匁5分				
		銀13匁				
		銀11匁5分				
		銀70匁				
F そ	① 口々打賃 ② 古年番町幸町老丁目、11月6後諸入用勘定不足并交代之節、支度代人足賃共、同町へ渡 ③ 12月19日交代之節支度代 ④ 勘定之節入用 ⑤ 閏月15日金勘定間違不足 ⑥ 廻状人足賃	銀1匁	(i)			
		銀45匁5分				
		銀16匁3分				
		銀30匁				
		銀3匁				
		錢600文				

⑦	粉物御調ニ付、度々持廻り廻状人足雇ちん其外入用	銭 3 匁 200 文	(ii)
⑧	勘定之節入用不足	銀 15 匁 9 分 2 厘	
⑨	金相場間違不足	銀 3 匁 2 分 5 厘	
⑩	御用銅吹所詰ニ付、御印札配り取集人足賃	銭 600 文	(iii)
⑪	普請方并下尿一件ニ付、年番中ノ願出、猶又御呼出之節、下宿支度入用、付出し	銭 2 匁 9 45 文	
⑫	同下尿一件ニ付、書付認替ニ付、年番中之内四町被召呼節、支度入用割、付出し	銭 486 文	
⑬	交代之節、支度入用、付出し	銭 1 匁 764 文	

出所) 「火消年番入用二季割方控」(大阪市立中央図書館所蔵 小林本「出火」)。

注) (i), (ii), (iii) はそれぞれ「費」(i), (ii), (iii) をさす。→注7参照。

たものかと思われる。

このように、西船場三三町の活動は、惣年寄指揮下の火消方薦人足の活動と連動していることがわかる。<sup>(8)</sup>

次に、西船場三三町組の二三件について検討する。第5表Cへ出火関係の各項目に着目すると、

- (イ) 「〇〇町出火之節、人足五人并らうそく弁当わらじ代共」として、銭三貫二〇〇文程度の支出になっているもの。
- (ロ) 「〇〇町出火之節、人足并らうそくわらじ(弁当)代共」として、銭三五〇〇〜五〇〇〇文の支出になっているもの。
- (ハ) 「〇〇町出火之節、火元見人足賃」として銭二五〇〇〜三〇〇〇文の支出になっているもの。

の三つに区分できる。(イ)は、西船場三三町組が、実際に消火活動に参加しているものと考えられる。(ロ)は、おそらく消火活動に加わる態勢で出動したが、早めに鎮火する等で実際に消火活動には従事しなかった場合ではないか。(ハ)は、実際の消火活動には加わらず、状況の把握のみを行っているものと考えられる。(以上(イ)(ロ)(ハ)の他に特別な事例として西町奉行所近火の際の詰人足出動がある。第5表C②)

第6表 大坂三郷の出火状況（嘉永5年）

節 季	出 火 場 所	(消 防 区)	西船場33町組の関与
3 月	日向町	(西 船 場)	⇐ ①
	北久太郎町三丁目	(北 船 場)	⇐ ②
	北平野町 <sup>三</sup> 四丁目	(北 船 場カ)	…
	吉原町	(西 船 場)	…
5 月	御池通二丁目	(西 船 場)	⇐ ④
	炭屋町	(南 船 場)	⇐ ⑤
	宇和島町	(西 船 場)	⇐ ⑦
7 月	立慶町	(南 船 場)	…
	京町堀 <sup>(三)</sup> 四丁目	(西 船 場)	⇐ ⑧
	玉造下清水町	(上 町)	…
	天満伊勢町	(天 満)	…
9 月	高麗橋三丁目	(北 船 場)	⇐ ⑨
	高麗橋火除地	(北 船 場カ)	…
	梶木町	(北 船 場)	…
10 月	西高津村	(在 領)	…
	斎藤町	(西 船 場)	⇐ ⑩
	海老 <sup>A</sup> 口村	(在 領)	…
12 月	春日手新田	(在 領)	⇐ ⑪
	北久宝寺町四丁目	(北 船 場)	⇐ ⑫
	高麗橋二丁目	(北 船 場)	⇐ ⑬
	材木町	(上 町)	⇐ ⑭

出所) 「惣会所毎節季勘定帳面写」(大阪府立中之島図書館所蔵 木挽町文書)及び第5表Cより作成。

注) ⇐の後の番号は第5表Cの項目番号である。…は記載の無いことを示す。

第7表 西船場33町組の出火の際の行動  
（嘉永5年）

分類	出火場所	(消防区)
(イ)	① 日向町	(西船場)
	④ 御池通二丁目	(西船場)
	⑤ 炭屋町	(南船場)
(ロ)	⑧ 京町堀三丁目	(西船場)
	⑪ 春日手新田	(在領)
(ハ)	⑦ 宇和島町	(西船場)
	⑩ 斎藤町	(西船場)
	⑥ 吉左衛門町	(南船場)
	⑨ 高麗橋三丁目	(北船場)
	⑫ 北久宝寺町	(北船場)
	⑬ 高麗橋二丁目	(北船場)
	⑭ 材木町	(上町)
*	② 北久太郎町三丁目	(北船場)

出所) 第5表Cより作成。

注) 町名の前の番号は、第5表Cに対応する。

\*は、西町奉行所近火の際の詰人足出動である。

第7表は、第5表C（出火関係）の一三件を(イ)(ロ)(ハ)の別に分類したものである。これによれば、(ハ)の「火元見」は大坂三郷全体に及んでいるが、(イ)・(ロ)といった実際の消火活動に参加すると考えられるパターンは、西船場三三町が位置する西船場とその隣接地域（⑤炭屋町は西横堀をはさんだ対岸、⑩春日手新田は安治川をはさんだ対岸）に限られる。つまり、西船場三三町の消火活動の枠組として、消防五大区のうち西船場は存在し続けているのである。また、西船場三三町は、西船場に起こった全ての火事の消火活動に加わるわけではなく、「火元見人足」だけの場合もある（⑦、⑩）。これは、消火活動への参加が、ローテーションを組んで行なわれていることを想像させる。

⑩。これは、火消組合が「番手」の変更のため惣会所に出頭した際の支度代という項目であり、いくつかの火消組合がこのことを裏付けるのが、「番手切替之節支度代」という第5表Cに何度かあらわれる項目である（①、④、⑦、⑧、⑩）。これを編成されていることを意味する。これまで見てきたように、西船場三三町組の出火の際の活動が、西船場とその隣接部分に限られていることからすれば、西船場の区域内で、そこに属する五つの火消組合が、一番手から五番手まで編成され、一、二番手が実際の消火活動にあたったものと考えられる。つまり、火消組合レベルの火事に対する関与についてみれば、「文政年間の消防制度改正」以前と同様の仕法が、文政期以降も存続しているのである。

ところで、西船場三三町組の行なう出火の際の活動

は、実際にはどのようなものだったのか。この時期、惣年寄指揮下の鳶人足が存在し、彼らが破壊消防の役割を担っていることや、寛政期までの火消組合の主要な機能として、水之手人足の動員があげられることからすれば、この時期においても、水之手人足の動員が、火消組合の機能として期待される。水之手人足による消防は、基本的には人海戦術をとるしかない。しかし、西船場三三町組の組合入用においては、火事一件につき、人足五人しか雇っていない。<sup>(9)</sup>火消組合が、実際に消防に参加するためには、もっと多数の人足が必要であるに違いない。そうであるとすれば、これもまた「文政年間の消防制度改正」以前と同様、町々から差出しているのではないだろうか。以下、この点について検討したい。

(c) 文政期以降の水之手人足について

ここでは、「文政年間の消防制度改正」以降、厳密に言えば、文政七年(一八二四)正月以降において、まず、町々水之手人足を差出す体制が存続していること、次に町々の差出した水之手人足の活動範囲が消防五大区の各区内に限られることをあきらかにしたい。

町々の水之手人足について、はじめに触達をもとに、次いで個別町の史料を材料にして検討する。

次の史料は、天保一三年(一八四二)正月に、南組惣年寄が、南組の町々に、惣会所入用・町入用の節約を申渡した四箇条のうちの、「火消し」に関する第三条である。<sup>(10)</sup>

一 水之手人足之儀、等閑無之様、兼而被申付置候得共、猶又嚴重ニ可申付候、水弾又ハ水運桶等之類、常々心掛修復を加、且用水汲溜等之儀、不忘様可被心掛候、小火ニ而消留候義、何寄も肝要之事ニ付、平生右等之儀可被申合置候。(後略)

注目すべきことは、傍線部にあるように町々が水之手人足に対し「等閑無之様」申付けるよう惣年寄から言渡されていること。つまり、町々の指揮監督下におかれる水之手人足が存在することがわかる。

次の史料は、同年九月二五日に出された口達である。<sup>(1)</sup>後半の傍線部分に注意したい。

町々木戸追々修復相調ひ、最早相捕候様相見へ候処、番人等閑ニ而、戸を開キ候儘差置候も有之由、且夜を残し、戸を開キ、番人引取候も有之、銘々盗難之儀者申迄も無之相難へき事候処、等閑ニ相成候而ハ、木戸をつくり候詮も無之、追々冬分ニもいたり候間、於町々見廻方念入、右等閑なき様可被申付候、且又用水之儀も、不念無之様いたし、水弾水籠等之損し候も相改、五印水之手人足も、常々屈強之もの相撰置、出火之節ハ手早く消留候儀、専一ニ候間、平生ニ厚心掛、何様銘々之為ニ候間、能々可被申合事

寅九月

注目すべきことは、第一には、水之手人足の選定が町々の責任となつてゐることである。そして第二に、その水之手人足が「五印水之手人足」と表現されていることから、これが、広域的な消火体制の一環に組入れられていることが考えられる。

以上の天保一三年の二つの触達から、町々が水之手人足の選定、監督の責任を持たされてゐることがわかる。

次に、文政七年正月以降の個別町の史料に水之手人足がどうあらわれるかを南組南米屋町、北組道修町三丁目の史料から検討する。次に掲げるのは、南組南米屋町の、文政七年六月改正の「年中勘定仕法立」の第三条及び第四〇条である。<sup>(12)</sup>この「年中勘定仕法立」という史料は、個別町内における諸支出の額と負担方法を定めたものである。

〔第三条〕

一 火消人足賃銀并諸入用者、一ヶ年分出火度数不同ニ候得共、去未年中十二ヶ月ニ平均宛付、一節季分、凡

銀五匁

但シ出火無之時者不相掛節季も有之候事

右者丁中役割

〔第四〇条〕

一 出火場所働水之手人足、手元々差出候得共、若雇候節者隣町並承合、刻限之長短ニ而賃錢相立渡申候事

(中 略)

右式点共丁中役割

右にあげたようにこの「年中勘定仕法立」には、消火関係の条項が二つある。第三条の「火消人足賃銀并諸入用」は、第一条「川浚冥加金」、第二条「御用人足賃銀并惣会所表諸入用支配打銀」に続くもので、惣年寄指揮下の火消方鷹人足の賃銀等惣町段階での〈破壊消防〉の経費である。これに対し、第四〇条は、「出火場所働水之手人足」に関する規定である。これには、本来「手元」(町内)から実際に人足を差出すのが原則であることと、どこから雇う場合の賃銀の決め方と割方が記されている。これから、南米屋町が、出火の際に水之手人足を差出していたことがわかる。

次に、北組道修町三丁目について検討する。同町の、文政七年閏八月の「年中勘定仕法立」<sup>(13)</sup>には、惣年寄指揮下の鷹人足賃銀である「火消人足賃銀并諸入用銀」の規定はあるが、水之手人足に関する規定は見えない。次にあげるのは、同町の同年同月の「町内申合書」<sup>(14)</sup>の第二条である。

一 出火場所働水之手人足之儀、札廻有之は、銘々無滞、早速に会所江可罷出候、銘々より人足差出に付、割方無之事

第8表 御池通六丁目の水之手人足動員（天保11～13年）

年	支出項目	(消防区)	金額
天保11年	讃岐屋町出火之節、水之手人足賃并らうそく代共	(西船場)	錢 548 文
	助右衛門町出火之節、右同断	(西船場)	錢 800 文
	順慶町三丁目出火之節、右同断	(南船場)	錢 600 文
天保12年	…	…	…
天保13年	京町堀三丁目出火之節、水之手人足賃并らうそく代共	(西船場)	錢 1 〆 500 文

出所)「町入用訳書帳」(大阪市立中央図書館所蔵 小林本「諸入費」)。

これは「出火場所働水之手人足」について規定したものである。すなわち出火に際しては、前以って当番の「札」が回っていた町人(家持)が人足とともに町会所に向向すること、また、家持各自の責任で人足を出すので、町内の会計に繰入れ各町人(家持)に割付けることはしないこと、の意であると考えられる。このように、道修町三丁目からも出火の際に水之手人足が差出されていることがわかる。

以上、触達と個別町の史料の検討から、「文政年間の消防制度の改正」以降も、町々に、水之手人足を差出すべき体制が存続していることがわかった。しかし、この水之手人足は、「文政年間の消防制度改革」以前のようには、消防五大区の各区内において、火消組合を単位に番手に編成され動員されたものだろうか。それともごく近隣の町々の出火に対して動員されるにすぎないものだろうか。これについては、町々から出された水之手人足が、どの範囲まで出動していたのかが問題になる。

第8表は、天満組御池通六丁目の、天保一一～一三年の「町入用訳書帳」の「臨時之分」に記された「水之手人足賃」を書抜いたものである。この時期の御池通六丁目では、水之手人足を町として雇って、火事場に差し出していたようである(差出すべき水之手人足の全てを町で雇っていたかどうかは不明)。御池通六丁目は、西船場三三町に属し、消防五大区では、西船場に位置するのだが、第

第9表 大坂三郷の出火状況（天保11～13年）

年	節季	出火場所	(消防区)	御池通六丁目の 水之手人足動員
天保11年	3月	天満川崎村	(在領)	…
		浜村	(在領)	…
		源蔵町	(天満)	…
	5月	讃岐屋町	(西船場)	⇐
		南瓦屋町	(上町)	…
	7月	…		…
9月	…		…	
10月	助右衛門町	(西船場)	⇐	
	京町堀一丁目	(西船場)	…	
12月	順慶町三丁目	(西船場)	⇐	
天保12年	3月	天満地下町	(天満)	…
		新町	(西船場)	…
		北平野町二丁目	(北船場カ)	…
		上本町三丁目	(上町)	…
		瓢箪町	(西船場)	…
		島屋西	(不明)	…
	5月	常安町	(西船場)	…
		岩崎新田	(在領)	…
		天満典薬町	(天満)	…
	7月	小橋寺町	(在領)	…
	9月	信濃町	(西船場)	…
	10月	大沢町	(上町)	…
小橋寺町		(在領)	…	
12月	生玉寺町	(在領)	…	
	北久太郎町三丁目	(北船場)	…	
天保13年	3月	<sup>(三)</sup> 京町堀四丁目	(西船場)	⇐
		三軒屋	(在領)	…
		北平野町六丁目	(北船場カ)	…
		△ <sub>ツ</sub> 家村	(在領カ)	…

第9表（つづき）

年	節季	出火場所	(消防区)	御池通六丁目 水之手人足動員
天保 13年	5月	…		…
	7月	亀井町	(北船場)	…
	9月	…		…
	10月	亀井町 瓢箪町	(北船場) (西船場)	… …
	12月	古手町 炭屋町	(北船場) (南船場)	… …

出所 「惣会所毎節季勘定帳面写」(大阪府立中之島図書館所蔵 木挽町文書)及び第8表より作成。  
注) …は記載の無いことを示す。←は第8表と対応することを示す。

8表に示したように、御池通六丁目の水之手人足の出勤事例四件のうち、三件は西船場の範囲内である。それでいてごく近隣というわけでもない。この三件は御池通六丁目とは同じ消防区ではあるが、火消組合を異にする町々である。一件の例外、順慶町三丁目出火の際の水之手人足は、第5表C②と同様、西町奉行所近くの火事であるため、警戒のための詰人足として動員されたものであろう。<sup>(16)</sup>このように、御池通六丁目の差出す水之手人足の動員は、西船場の範囲内に限られる。

また、第9表は、「火消方勘定帳」<sup>(17)</sup>から作成したもので、天保一一一三一年の間の、南組惣年寄指揮下の火消方鳶人足の出勤した火事を一覧表にしたものである。この第9表と第8表からわかることは、第一に、御池通六丁目の水之手人足の出勤は四件とも、惣年寄指揮下の火消方鳶人足の出勤と連動していること。第二に、西船場において起きた火事は、三年間に一〇件あるが、そのうちの三件のみについて、御池通六丁目の雇った水之手人足が出勤していること。このことは、水之手人足の出勤が、町々の間で番組を構成して行なわれていることを示唆する。

このように、「文政年間の消防制度改正」以降も、町々は水之手人足を差出していること、その範囲は消防五大区の各区であること、そして町々の水之手人足出勤はローテーションを組んでいるらしいことがわかった。

以上、「文政年間の消防制度改正」によって、水之手人足動員の枠組である上町・北船場・南船場・西船場・天満の消防五大区が廃止されたとする『大阪市史』の記述について、文政年間以降の個々の火消組合の担った機能如何という視点をふまえて検討した。それによれば、

① 消防五大区の廃止を直接裏付ける史料は存在しないこと。

② 火消組合は、文政期以降も、消防五大区の各区において、区内の他の火消組合とともに番手編成をされて、消防活動に加わったこと。

③ 個別の町々は、文政期以降も、消防五大区の各区において、他の町々と順繰りに、出火の際に水之手人足を差出したこと。

この②と③とは、別のものではなく、一つのことならを、火消組合から見た場合と、個別の町々の側から見た場合の違いであって、実体は一つであると考えてよいであろう。つまり、火消組合は、組合内の個別町から差出された水之手人足を動員して、消防活動に参加したのである。こう考えれば、火消組合も、消防五大区も、文政年間を境として、その機能を変えることはなかったと言えよう。すなわち、「文政年間の消防制度改正」は、惣年寄指揮下の鳶人足による〈破壊消防〉と、町々から出され、火消組合によって動員される〈水之手人足による消防〉という消防の二本立のうち、前者についての状況にすぎず、<sup>(18)</sup>後者には変化がなかったのである。

以上の検討から、水之手人足の動員を、元禄一〇年以降不変の、火消組合の機能として位置づけることができる。

(1) 「道修町三丁目」火消方御定法書判形帳（大阪府立中之島図書館所蔵資料）。

(2) 『大阪市史』第三巻・五七五ページ、達五三六。

（中略）

右之通此度御改被成候、是迄之通三郷が出候町火消番手人足共、極候人数程へ不出候哉、惣体無人ニ而、其上不働ニ相見得、不埒ニ被思召候、以来随分致出情、別而水之手第一ニ相働候様、町々丁代共可心得候、若不埒之儀相聞候へ、急度御沙汰可被遊旨、兼而惣年寄相糺、手配致置候様被仰出候条、此旨可致承知候

（宝曆二年）

申四月

惣年寄中

（3）『大阪市史』第四卷上・五三三ページ、補達二六五。

（4）大坂市中の消防が、〈破壊消防〉と〈水之手〉の二本立のかたちをとるのは一七世紀以来のことである。次の史料は、承応二年（一六五三）二月一八日の町触である（『大阪市史』第三卷・四三三ページ、補触二九）。

（第一条）

一 火事出来之刻、相定候方角之者手桶を持風下へ罷出へし、令不参者其家主曲事たるへき事

（第三条）

一家を持在之大工、家役之手桶者無用にいたし、三郷申合、方角之無構、大坂天満之内何方ニ火事出来候とも、組頭三人平之大工三十人ニのこきりを持せ兩人馬を立有之所へ可参事

この史料からも、町々から家主の責任で動員される「手桶」を持った人足と、「のこきり」を持った大工という二種類の消防人足、すなわち二種類の消防形態の存在が確認できる。

（5）、（6）「惣会所毎節季勘定帳面写・二」（大阪府立中之島図書館所蔵 木挽町文書）。

（7）「出火」（大阪市立中央図書館所蔵 小林本）。この「火消年番入用二季割方控」は、(i)嘉永四年（一八五二）二月一九日から同五年二月まで、(ii)同五年閏二月から同五年十二月まで、(iii)日付なしの附出し、の三通の「覚」からなるもので、天満組御池通五丁目が西船場三三町組の火消年番町であった間の支出の内容を記したものである。

（8）ちなみに、惣年寄指揮下の驚人足は出動したが、西船場三三町が関わらなかった火事は九件ある。これらの出火場所は、在領や上町・天満など遠隔地が多く、九件中八件は、西船場以外の消防区である。西船場で起きた火事であるにもかかわら

ず、西船場三三町組が関わらなかった一件は、三月節季の吉原町よりの出火である(第6表、三月節季)。これは、吉原町が火消組合に加わらない傾城町であることと関係があるかもしれない。

- (9) 「雑件・一」(大阪府立中央図書館所蔵 小林本)には、嘉永四年(一八五二)一二月一九日に、西船場三三町組の新年番町御池通五丁目が、古年番町幸町四丁目から引継いだ火消組合の備品の「覚」がある。この中に消火関係としては、「水弾」、「年番纏并幟竹共」、「同断(年番一筆者注) 丁ちん」などの諸道具がある。火消組合として雇っている人足五人は、これら諸道具の火事場への運出しとそこでの使用にあたったと考えられる。

- (10) 『大阪市史』第四卷下・一五〇七ページ、達二〇一九。

- (11) 『大阪市史』第四卷下・一六〇八ページ、補達六三七。

- (12) 『大阪市史』第五卷・二二九ページ。

- (13) 『日本都市生活史料集成』(学習研究社、一九七七年)第一卷・四五六～四六一ページ。

- (14) 『日本都市生活史料集成』第一卷・四四六～四四八ページ。

- (15) 「諸入費」(大阪府立中央図書館所蔵 小林本)。

- (16) 「道修町三丁目」火消方御定法書判形帳」(大阪府立中之島図書館所蔵資料)。

- (17) 「惣会所毎節季勘定帳面写」(大阪府立中之島図書館所蔵 木挽町文書)。

- (18) それでは、「文政年間の消防制度改正」によって〈破壊消防〉にはどのような変化があったかについて、文政七年(一八二四)の「火消方勘定帳」に見られる仕法と、寛政二年(一七九〇)四月の消防制度改正における火消方人足に関する仕法を比べてみる。まず文政七年の「火消方勘定帳」の仕法をまとめると以下の三点になる。①大坂三郷全体が、惣年寄及び火消方人足の出動範囲であること。②火消方人足賃の請払いが惣会所を通じて、南組限りで行なわれていること。③五印のうち井・川両印が南組惣年寄の担当となり、各惣年寄と火消方人足請負人とがセットになっていること。これを寛政二年四月の消防制度改正における火消方人足に関する仕法と比べてみると、①については、惣年寄が、大坂三郷いずれの地における出火にも出動するというのは、寛政二年の時点も同様である。すなわち「三郷惣年寄由緒書并動書」(『大阪編年史』第一〇卷・七〇ページ)には「宝曆八寅年、出火之節、北組惣年寄式人、南組惣年寄式人、天満組惣年寄式人、以上五人罷出候様被仰付候」とあり、出火の際惣年寄が大坂三郷全域を出動範囲とすることは宝曆八年(一七五八)の時点には制度化

されている。そして彼らは、寛政二年の消防制度改正の時点では火消方鳶人足の指揮を行なっていることが確認できる（「火消人足并水手人足作法改之事」、『大阪市史』第四巻上・五三ページ、補達二六五）。つまり〈破壊消防〉における三郷一致は遅くとも寛政二年の時点において確立しているのである。ただし実働する火消方鳶人足が、上町・北船場・南船場・西船場・天満の各区ごとに雇われていたのか、それとも大坂三郷全体を出動範囲としていたものかについては史料がないためよくわからない。『大阪市史』の解釈は前者であり、五区それぞれに二〇〇人宛、大坂三郷全体で一〇〇〇人の火消方鳶人足が存在したとする。しかし、ここで考慮すべきことは、文政七年の段階で三郷全体の火消方鳶人足は、一印六〇人、三郷全体で三〇〇人であることである。そして、この三〇〇人は一番手から三番手までの人数である。一方、寛政二年の二〇〇人は、一、二番手の人数である。消火活動は、一、二番手が主力であることを考えれば、二〇〇人と三〇〇人との差は致命的ではない。つまり、右のことから、火消方鳶人足は各区で二〇〇人ではなく、実は大坂三郷全体で二〇〇人であった可能性もあると考える。次に②について検討する。寛政二年の「火消人足并水手人足作法改之事」（補達二六五）の第八条には、「賃銀ハ節季毎ニ町々惣会所へ相集」とあり、火消方鳶人足の賃銀は惣会所に集められることがわかる。ただの「惣会所」と記されている以上、これは各郷の惣会所であろう。また寛政十一年一月に、火消組合の年番町二一町のうち南組に属する八町が、南組惣年寄からの火消方鳶人足賃銀請払方に関する諮問に対し、従来通り惣年寄の取扱いによりたいと答えた史料（「火消人足入用銀」大阪府立中之島図書館所蔵 菊屋町文書）の中に、「右人足賃銀（中略）節季毎各様方御取計を以、郷中へ御割出、其集銀を以夫々御割渡被成候所」とあり、南組においては、火消方鳶人足の賃銀等は、南組惣年寄によって南組の町々に割付けられ、集められた銀を南組惣年寄が火消方鳶人足請負人等に支払うことになっていることがわかる。このように、寛政年間においても火消方鳶人足賃銀は、三郷の各組限りで請払いされている。次に③について検討する。寛政二年「火消人足并水手人足作法改之事」（補達二六五）に記載されている惣年寄の五印への組分けを見ると、一つの印の惣年寄が、例えば井印・川印に配属させられた惣年寄が全て南組惣年寄であるというような、五印と三郷各組との対応関係は見られない。この点は、文政七年の段階と明確に異なる。また寛政二年において惣年寄と鳶人足請負人がセットになっていたかどうかについては史料がないので確かなことは言えないが、この時期においても惣年寄と鳶人足請負人の対応関係が存在しているも不都合はないと考えている。以上の検討から、①〈破壊消防〉における三郷一致の体制、及び②火消方鳶人足賃の三郷各組限りの請払いは、寛政期にはすでに確立していたものと考えてよいだろう。〈破壊消防〉についての寛政二年の仕

法と文政七年の有りかたの違いとして確実なことは、③井印、川印が南組惣年寄の担当になるという形での五印の三郷各組への分属と、先にふれた三郷全体での火消方爲人足の人数の違いであることがわかった。ただし、この変化も文政期になされた消防制度の改正によるものかどうかはあきらかにできない。

## 2 「火消し」以外の公的な機能

火消組合が有した機能のうち、幕府の大坂支配の中に位置づけられたもの——触達にあらわれてくるもの——としては、他に以下のようなものがあげられる。

- ① 火消組合を経由した個別町への触達の通達
- ② 惣会所会計等の監査

①について、おおよそのところを述べれば、火消組合を経由した触達の通達には、二形式あり、一つは各火消組合の代表を惣会所に呼集め惣年寄から通達する形式、もう一つは大坂町奉行所に呼集め大坂町奉行の面前で通達する形式である。このうち後者は特殊な重要事項通達回路として一九世紀初めから見られるもので、大坂町奉行所側が火消組合の代表を大坂惣町の町人(家持)代表として位置づけていることのあらわれであると考えられる。<sup>(1)</sup>

②に関しては、文政五年(一八二二)正月に、三郷惣会所入用減方改法につき、次のような触達が出ている。<sup>(2)</sup>

### 御書 取写

三郷入用減方改法ニ付、勘定月番一郷ニ凡拾五町々式拾町程も組合、順番相極置、一ヶ月式三町宛家持并町代差添、惣会所へ相詰、諸入用万事明白に可致吟味候事

一右取締ニ付、組合町之外ニ、吟味町与申名目ニ而、一郷ニ凡五町程宛相定置、右吟味町之為加役、火消年番町々年寄丁人之内、

毎日老人宛相加里、惣会所へ相詰取締可致事

（後略）

これは、大坂三郷の惣会所入用を減らすため、町々から「勘定月番町」と、その監査のため「吟味町」を選出することを命じたものである。そして注目すべきことは、その「吟味町」の加役として火消年番町の年寄・丁人の勤務が命ぜられていたことである。同様の事例として、次に掲げる天満組の佃糶仕法があげられる。<sup>3)</sup>

天保十一子年十月

当年相始り候佃糶仕方帳写

去ル酉年秋、当郷町人銘々佃糶之儀、及談詞相済有之候ニ付、当年右仕法を以、佃糶相始候間、掛町左之通相極候

（中略）

右町々夫々可相談、尤糶買入等之節ハ、火消年番町立会之積ニ候間、其段も可被相心得候、以上

子十月十八日

天満組惣年寄

（後略）

この史料においても、火消年番町（全二町のうち天満組に属するもの）が、天満組の佃糶の買入れの監査役として位置づけられていることがわかる。右にあげた事例は、いずれも、火消組合が、町人（家持）の利益を代表しうる組織として、惣年寄さらには大坂町奉行所からみとめられていることのあらわれと考えることができる。

以上、火消組合が有した機能のうち、触達にあらわれるような公的な機能についてみてみたが、①、②における火消

組合を町人(家持)側を代表する組織とみる大坂町奉行所側の認識は、「はじめに」でふれたような、火消組合の枠組に拠る訴願運動の展開の結果生じたものという見通しを持っている。

- (1) この問題については、拙稿「大坂の火消組合による通達と訴願運動」(『史学雑誌』九四編八号、所収予定)参照。
- (2) 『大阪市史』第四卷上・七七四ページ、補達四六六。
- (3) 『大阪市史』第四卷下・一四三〇ページ、参考一八九。

## 二 火消組合の運営

### 1 火消年番町の選出

火消組合を代表し、業務を中心的に担うのは火消年番町である。「年番町」という名称から、組合内の全ての町々が勤めることが想像されるが、この点は、火消組合の性格を考える上で重要な問題である。すなわち年番町をつとめる町が、組合内の一部の町に限られているとするならば、組合内の町々の関係は、相互対等とは言難いものになるからである。そこで以下においては、年番町がどのように選ばれるか、その仕組をあきらかにすることによって、組合内の全ての町々が年番町を勤めるということを確認したい。

『大阪市史』の記述によれば、火消組合の井・川・波・雨・瀧の「五印」に属する町々から「印頭町」(組頭町)が選ばれ、この五つの印頭町の中から、火消年番町が選ばれ、年々交替するとされている。<sup>(1)</sup>これについて、道修町三丁目をはじめとする北船場三一町組をとりあげて、(一)五印、(二)印頭町、(三)年番町の選ばれ方、の順に検討する。

### (一) 五印

先に述べたように、一つの火消組合の町々は、火事場では、井・川・波・雨・瀧の五印に分かれて、各印を担当する惣年寄の指揮に従って消火活動に参加する。次にあげる史料は、文化九年（一八一二）正月に、北船場三一町組合の「雨」印の町々に対し、年番町道修町三丁目から、月番の惣年寄と、「雨」印の町々の水之手人足を指揮する惣年寄兩名の名を通知したものである。<sup>(2)</sup>

正月中火事場割

西	壹番手	渡辺	又兵衛	様
雨	貳番手	薩摩屋	仁兵衛	様
	御月番	川崎	次左衛門	様

右之通御承知之上、早々御順達可被成候、以上

申正月五日

年番  
道修町三丁目 ㊦（北船場三一町組年番印）

尼崎町	肥後嶋町	築嶋町	梶木町	過書町	四軒町
㊦	㊦	㊦	㊦	㊦	㊦

この史料から、文化九年正月の時点での、北船場三二町組の中の「雨印」の町々の名がわかる。これと同種の史料が、井・川・波・雨・瀧の各印ごとに、この年の五月、七月を除いた毎月について残っている。これを表にしたのが第10表①である。これによれば、北船場三二町組の五印の構成は年間を通して不変である。次に他の年次について検討したい。道修町三丁目には、年不詳の巳年二月一九日から向こう一年間の、島町筋靱藏の近火の際の駆付人足の日割を、北船場三二町組の井・川・波・雨の印について定めた史料が残っている。これから午年(年不詳)の井・川・波・雨の四印の町々の構成がわかる。それをあらわしたのが、第10表②である。瀧印については史料が欠けているが、北船場三二町から、井・川・波・雨の町々を除いた分が瀧印になる。この第10表②の五印の町々と、第10表①の文化九年の五印の町々は全く一致する。他の年次について事実を示すことはできないが、五印の組分けは年々変わるものではなく、固定的なものであると考えるのが妥当であろう。

## (二) 印頭町(組頭町)

『大阪市史』によれば、<sup>(4)</sup>印頭町は、出火の際に同印に属する町々に人足を催促し、また幸田成友氏によれば、<sup>(5)</sup>火事場において各印の人足を指揮したとされる。また同氏によれば、<sup>(6)</sup>印頭町も火消年番町と同様毎年かわるとされている。北船場三二町組についてこの点を検討してみたい。第11表①は、天保八年(一八三七)二月七日に、火消年番町道修町三丁目、印頭町の丁代を呼集めるために出した廻状から、<sup>(7)</sup>印頭町をまとめたものである。この表から、火消年番町とは別に印頭町が存在すること、すなわち印頭町のなかの一町が火消年番町を勤めるのではないことがわかる。第11表②は、元文元年(一七三六)二月一九日に、北船場三二町組の出火の際の番手の変更されたことを、「巳ノ年番」(次年の年番町)道修町三丁目各印の代表に<sup>(8)</sup>通達した史料から、その各印の代表をまとめたものである。これらの町々を印頭町としてまちがいがないだろう。第11表①、②から、天保八年二月七日と元文元年二月一九日の各印の印頭町が一致する

大坂の火消組合の機能と運営（西坂）

第10表 北船場31町組の「五印」構成

	① 文化 9 年											② 午 年
	正	月	2	3	4	6	8	9	10	11	12	(寛延3または文化7年)
井 印	南 鍋 屋 町	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	南 鍋 屋 町
	三 郎 右 衛 門 町	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	三 郎 右 衛 門 町
	津 村 中 之 町	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	津 村 中 之 町
	津 村 西 之 町	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	津 村 西 之 町
	津 村 北 之 町	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	津 村 北 之 町
浜	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	浜	
川 印	七郎右衛門町老丁目	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	七郎右衛門町老丁目
	呉 服 町	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	呉 服 町
	道修町五丁目	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	道修町五丁目
	平野町三丁目	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	平野町三丁目
道修町三丁目	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	道修町三丁目	
波 印	津 村 東 之 町	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	津 村 東 之 町
	中 船 場 町	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	中 船 場 町
	淡 路 町 切 町	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	淡 路 町 切 町
	亀 井 町	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	亀 井 町
	善 左 衛 門 町	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	善 左 衛 門 町
	古 手 町	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	古 手 町
	大 川 町	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	大 川 町
七郎右衛門町貳丁目	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	七郎右衛門町貳丁目	
雨 印	尼 崎 町 老 丁 目	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	尼 崎 町 老 丁 目
	肥 後 島 町	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	肥 後 島 町
	築 島 町	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	築 島 町
	梶 木 町	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	梶 木 町
	過 書 軒 町	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	過 書 軒 町
四 軒 町	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	四 軒 町	
瀧 印	尼 崎 町 貳 丁 目	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	
	上 中 之 島 町	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	
	上 人 町	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	
	伏 見 町	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	
	道修町四丁目	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	
大 豆 葉 町	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"		
年番	道修町三丁目	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	伏 見 町

出所) ①、②とも「[道修町三丁目]町会所雑書類・110」(大阪府立中之島図書館所蔵資料)。

注) " は左に同じことを示す。

第11表 北船場31町組の「印頭町」

五	印	① 天保8年12月7日	② 元文元年12月19日
井	印	南 鍋 屋 町	南 鍋 屋 町
川	印	七郎右衛門町老丁目	七郎右衛門町老丁目
波	印	津 村 東 之 丁	津 村 東 之 町
雨	印	尼 崎 老 丁 目	尼 崎 老 丁 目
瀧	印	尼 崎 式 丁 目	尼 崎 式 丁 目

出所) ① 「[道修町三丁目] 町会所雑書類・179」(大阪府立中之島図書館所蔵資料)。

② 「[道修町三丁目] 町会所雑書類・259」(同上)。

ことがわかる。他の年次の事例をあげられないが、おそらく印頭町はこれらの五町に固定されていたものと考ええる。ただ、これら五町が他の二六町にはない何らかの特権を有したような事実は現在までのところ見出ししていない。

(三) 火消年番町の選出

前にも述べたように火消年番町になる町が、何町か固定的に決まっているのか、それとも組合内の全ての町々が勤めているのかというのは、火消組合の性格に関わる問題である。

第12表は、北船場三一町組について、火消年番町を勤めた年が、実際に記録の上からわかるものを一覧表にしたものである。まず、年番町を勤める町は、五印の印頭町に限られないことを確認しておきたい。道修町三丁目に注目すると、この町は記録の上から、元文二年(一七三七)、文化九年(一八二二)、天保八年(一八三七)、文久二年(一八六二)に、年番町になっていたことがわかる。これらの間隔は、七五年、二五年、二五年である。元文二年と文化九年の間に、二回、火消年番町を勤めていたと考えれば、道修町三丁目は、二五年ごとに年番町になっていることになる。一方、道修町三丁目の属する火消組合の町数は、三一である。つまり、年番町の選定は、三一町間の、単純な順送りではないのである。それでは、火消年番町はどのように定められるのか。

結論から先に言えば、火消年番町は、井・川・波・雨・瀧の五印の間で回り持ちさ

大坂の火消組合の機能と運営（西坂）

第12表 北船場31町組の年番町

	町名	年番町を勤めた年	出所
井 印	○南鍋屋町	嘉永4 (1851)	『大阪編年史』第21巻・386ページ 「〔道三〕町会所雑書類・259」  「〔道三〕諸事書上帳・2」 『大阪市史』第4巻下, 達2745
	三郎右衛門町	元文元 (1736)	
	津村中之町	(安永5 (1776)	
	津村西之町	慶応2 (1866)	
	津村北之町	浜	
川 印	○七郎右衛門町一丁目	(安永6 (1777) 嘉永5 (1852)	「〔道三〕諸事書上帳・2」 小林本「雑件・1」  『大阪市史』第4巻下, 参考193  「〔道三〕町会所雑書類・259」 「{ " } 火消方御定法書判形帳」 「{ " } 町会所雑書類・44」 「{ " } "」
	呉服町	天保13 (1842)	
	道修町五丁目		
	平野町三丁目	(元文2 (1737) 文化9 (1812) 天保8 (1837) 文久2 (1862)	
	道修町三丁目		
波 印	○津村東之町	* 道五年寄未極ニ付 天保13 (1842)	『大阪編年史』第20巻・167ページ  『大阪市史』第4巻下, 補達804 『大阪市史』第1巻・855ページ
	中船場町		
	淡路町切町		
	亀井町		
	善左衛門町		
	古手町		
雨 印	○尼崎町一丁目	安政元 (1854)	『市史』第4巻下, 参考221
	肥後島町		
	築島町		
	梶木町		
	過書軒町		
瀧 印	○尼崎町二丁目	享保20 (1735) 万延元 (1860) 安永9 (1780)  慶応元 (1865)	「〔道三〕町会所雑書類・259」 『大阪市史』第4巻下, 参考234 「〔道三〕諸廻状用向書上控」  『大阪市史』第4巻下, 参考245
	上中之島町		
	上人町		
	伏見町		
	道修町四丁目		
大豆葉町			

注) ○印は、印頭町を示す。道三=道修町三丁目。

れ、そして各印の町々の間で、さらに順番にうけもたれているものと考えられる。すなわち、道修町三丁目の場合、川印(五町)に属しており、五年に一度、川印に年番町が回ってきて、その五回に一度、道修町三丁目(年番町)を勤めるとすれば、それは五×五=二五で、二五年に一度となるわけである。これは、火消年番町を勤めた年が、二度わかる他の二つの事例にもあてはまる。川印(五町)に属する七郎右衛門町一丁目の場合、安永六年(一七七七)と嘉永五年(一八五二)に勤めたことがわかっており、両者の間隔七五年は、二五の倍数である。また、井印(六町)に属する津村西之町の場合、安永五年(一七七六)と慶応二年(一八六六)に勤めたことがわかっており、両者の間隔九〇年は、三〇の倍数である。

次に、五印間の順番について検討してみよう。第12表の各印ごとの火消年番町を勤めた年次の西暦の一桁部分に注目すれば、井印が一と六、川印が二と七、波印が三と八、雨印が四、瀧印が五と〇である。すなわち、井印↓川印↓波印↓雨印↓瀧印の順で、火消年番町が回り持ちされていると考えられる。これは、火消年番町が三か年続けてわかるこの二つの事例によって実際に確かめられる。すなわち、享保二〇(一七三五)↓元文元(一七三六)↓同二(一七三七)の火消年番町は、上中之島町(瀧印)↓三郎右衛門町(井印)↓道修町三丁目(川印)であり、嘉永四(一八五二)↓同五(一八五三)↓同六(一八五三)の火消年番町は、南鍋屋町(井印)↓七郎右衛門町一丁目(川印)↓大川町(波印)である。

以上の検討から、火消年番町は、『大阪市史』の記述のように印頭町から選ばれるのではなく、火事場での活動単位である五印の間で井↓川↓波↓雨↓瀧の順序で回り持ちにされ、各印内の町々で順番に勤められることがわかった。各印の町数の違いによって回ってくる間隔は異なるが、一応、組合内の全ての町々が年番町を勤める体制になっていると言えるだろう。

(2) 「道修町三丁目」町会所雜書類・一〇一（大阪府立中之島図書館所蔵資料）。

(3) 同右。たとえば雨印のものを示せば、次の通りである。

定

二番手 靱藏馳付人足壱丁より四人ツ、

但高麗橋西詰ニ待合候事、尤近之節不及待合候

雨

十二月十九日と同廿八日迄

二月廿一日と同晦日迄

四軒町

(中略)

十二月廿九日と同正月九日迄

三月朔日と同十日迄

尼崎町壱丁目

(中略)

正月十日と同十九日迄

三月十一日と同廿日迄

肥後島町

(中略)

正月廿日と同廿九日迄

三月廿一日と同四月朔日迄

築島町

(中略)

二月朔日と同十日迄

四月二日と同十一日迄

梶木町

(中略)

二月十一日と同廿日迄

四月十二日同廿一日迄 過書町

(中略)

右之通順々御廻し可被成候、以上

午ノ年番 伏見 町 ㊦ (北船場三一町組年番印)

(4) 『大阪市史』第一卷・四九七ページ。

(5)、(6) 「徳川時代の大阪市制」(『幸田成友著作集』第一卷・四三五ページ)。

(7) 「道修町三丁目」町会所雜書類・一七九(大阪府立中之島図書館所蔵資料)。史料原文は以下の通り。

回状

当月四日西地方御役所様江三郷火消年番町々之内一郷より兩町宛御召出之上被仰渡候儀ニ付、急々御達し申上御相談仕度儀有之ニ付、今七日八ツ時分拙町会所江向御丁代中無御不参御出席可被下候、若御差支御座候ハ、印組合御町之内御名代御出席被下度候、已上

西十二月七日

年番 道修町三丁目 ㊦ (北船場三一町組年番印)

雨印頭 尼崎町老丁目 ㊦

瀧印頭 同 式丁目 ㊦

川印頭 七郎右衛門町老丁目 ㊦

波印頭 津村東之丁目 ㊦

井印頭 井南鍋屋町 ㊦

(8) 「道修町三丁目」町会所雜書類・二五九（大阪府立中之島図書館所蔵資料）。史料原文は以下の通り。

口上

唯今於南組惣会所三郷惣御年寄中被仰渡候へ、北船場三拾壹町三番手ニ被仰付候間、御組合町々へ右之趣御申達可被下候、已上

辰十二月十九日

巳ノ年番  
道修町三丁目

川	七郎右衛門町壹丁目
雨	尼崎町壹丁目
井	南鍋屋町
瀧	同 貳丁目
浪	津村東之町

## 2 寄合

次に、平常時の火消組合内部での横のつながりをあきらかにするため、寄合について検討したい。まず、道修町三丁目をはじめとする北船場三一町組について検討する。次の史料は道修町三丁目の文化八年（一八一）二月「火消方御定法書判形帳」の末尾の部分である。<sup>(1)</sup>

火消人足働方法覚

(中略)

右前書御定法書之通被仰渡候段、逐一承知仕候、心得違無之様、銘々急度相守可申候

一火消組三拾壹町者別而陸敷、兼而相したしみ可申儀者勿論、毎月用談ニ付寄合候節、当番町より時分案内有之次第、刻限無遅滞出席可致候、自然差支有之候へ、案内之節及其断、用談之筋翌日承可申事

尤会料等早速差出可申候、

(二箇条略)

右者兼而相心得火事場等之義茂平常相心掛ケ不念無之様可致候、為其申合銘々実印致候処如件  
文化八未十二月

南鍋屋町 伝兵衛 ㊦  
(以下三〇町・三〇名略)

この史料は、毎年一二月に火消年番町の交代が行われるときにつくられるもので、三一人の連署者は、北船場三一町組の各町の丁代である。丁代は実際の消火活動に加わるとともに、町レベルの事務の実際の担い手でもある。この史料では三一町の親和が強調されていること、また傍線部に「毎月用談ニ付寄合」とあるように、三一町組の丁代が、定期的に寄合を持っていることが注目される。

また、次の史料は、道修町三丁目の文政七年閏八月「年中勘定任法立」の第一七条である。<sup>(2)</sup>

一 火消組合町々并宗旨町々年寄臨時用談之節、寄合入用、并丁代火消組合申合入用一ヶ度に、錢百四十八文宛、尤年中三ヶ度寄合、尤臨時寄合は難差定候  
右は町中役割

この史料には、「火消組合町々(中略)臨時用談之節寄合」と「丁代火消組合申合」の二つの寄合が見える。前者は、町年寄の寄合であり、後者は、丁代の寄合である。「臨時用談之節」に限られるが、町年寄レベルでの寄合が存在することとは注目される。

次に、御池通五丁目をはじめとする西船場三三町組の場合について。この西船場三三町組の嘉永五年(一八五二)の組

合入用を整理した第5表Dに注目したい。まず、①二月八日、②一月一七日付で、それぞれ「組合申合相談」「火消方申合寄合」の名目の支出があるが、おそらく同じ性格の寄合であろう。この寄合は、支出の内容からして町年寄、月行司を中心としたものと考えられる。また寄合の要件についても何も記されていないことから、この寄合が定期的なものであることがうかがわれる。注目されるのは、③「三郷年番町寄合」という項目である。大坂惣町の二一の火消組合の年番町が寄合を持っていること、すなわち大坂惣町規模での火消組合の横のつながりの存在が示されている。

右の検討から、個別の火消組合内における定期的な丁代レベルの寄合、町年寄レベルの寄合、さらには、大坂惣町規模での火消年番町の寄合の存在が確認できた。火消組合の日常的な運営は、このような寄合を基盤に行なわれているのである。

それでは、この火消組合の寄合でいかなることが相談されるのか。当然「火消し」などの公的業務についての相談はなされるにちがいない。それ以外の事柄はどうか。例えば、比較的古い事例では、道修町三丁目の史料の中には、道修町三丁目の属する北船場三一町組が、元文元年（一七三六）の貨幣改鑄による新古金銀同時通用期限の問題をめぐって、元文二年八月に「三十壱町御年寄衆、北野唯心庵ニ寄合有之、則願書丁代中認置」という記事が見られ、火消組合の寄合で訴訟に関する相談がなされていることがわかる。<sup>(3)</sup>

もう一例あげたい。御池通五丁目の史料の中にも、嘉永五年（一八五二）正月一五日に火消年番町御池通二丁目から組合内の町々に回された廻状の写がある。<sup>(4)</sup> それによれば、同年正月に、四天王寺の招待により大坂惣町規模の火消年番町の会合があり、その席で捨子の処置を簡略化することを求める「三郷町々惣代火消年番町」の名による訴訟が検討され、それについての町々の意向が尋ねられている。そして末尾に「其上ニ年番町寄合可致趣ニ御座候間、右御承被成御留置なく早々御順達可被成候、已上」とあり、その惣町規模の訴訟についても一度火消年番町間で寄合をもとと

していることがわかる。

以上、火消組合の運営のあり方を検討してきたが、年番町や寄合に見られるように、火消組合の運営は、組合内の町々が、基本的に同格であるという前提に立ってなされていると言える。

(1) 「道修町三丁目」火消方御定法書判形帳」(大阪府立中之島図書館所蔵資料)。

(2) 『日本都市生活史料集成』第一巻・四五八ページ。

(3) 「道修町三丁目」町会所雜書類・二五九」(大阪府立中之島図書館所蔵資料)。史料原文は以下の通り。

此度金銀通用ニ付、割合之儀当年中限之由、先達而被仰渡候ニ付、丁人衆他国引請商被成候衆難渋ニ付、世間組合中尤上、廿三町組当廿一日ニ御訴訟被申上ニ付、三十老町御年寄衆北野唯心庵ニ而寄合有之、則願書丁代中認置、御年寄中へ懸御目ニ申処、尤之儀ニ被仰候、則左ニ書付申候、尤月番惣御年寄へ御断申上候下書写

金銀通用之御願

乍 恐 御 訴 訟

北船場三十一町年寄共

(以下略)

(4) 「御触・一」(大阪市立中央図書館所蔵 小林本)。史料原文は次の通り。

廻 状

当十二日例年之通火消年番町四天王寺江招待ニ付罷出候処、其席ニ而御相談之儀者、近頃町々ニ捨子多ク有之、市中一同迷惑仕候、尤此儀者先年御触渡も御座候ニ付、此段相談申上候、則別紙御触書写并願書相廻し申候間、右御写取之上御町々ニ而相談被成下候上、御承知・御不承知之訳跡る早々御答可被下候、其上ニ而年番町寄合可致趣ニ御座候間、右御承被成御留置なく早々御願達可被下候、已上

巳正月十五日

火消年番町

御 池 通 式 丁 目

天明八戊申年九月廿五日捨子之儀  
御丁触之写

(略)

乍恐書付を以御願奉申上候

三郷町々惣代火消年番町

(略)

### 三 火消組合とその他の組合町

本節では、大坂の組合町について概括的に検討することにより、火消組合をその中に位置づけて考える手だてとした。<sup>(1)</sup>

近世都市において「町内と町内との横の結合はその因子に乏しい」と<sup>(1)</sup>とされているが、大坂において個別町は決して孤立しておらず、農村における組合村と同様に、組合町という形で他の町々との間に何種もの結合関係を有していた。脇田修氏は、都市における近世封建支配の特質について「本来の都市機能・経済活動については放置し、町民の『自治』にゆだねるといふ方法をとった」と述べているが、そのゆだねられた都市諸機能の多くを具体的に担っていたのが多様な組合町であった。ここでとりあげる組合町は、①水道組合、②火の見梯子組合、③宗旨組合、④通達組合の四つである。これらは単に局地的な組合町ではなく、大坂のどの個別町でもこれらの組合には所属していると考えられるような一般的な組合である。<sup>(3)</sup>これらの組合町と火消組合とはどこが異なるか。まず担っている機能が異なるのはもとよりのことであるが、ここでは組織、運営等に見られる組合町の性格について検討したい。具体的には、(1)町々の組織のされ方

(特に三郷の地域区分との関係)、(2)運営のあり方、(3)大坂町奉行・惣年寄との関係について、火消組合と四つの組合町とで簡単な比較検討を試みたい。

その前に四つの組合町について、それぞれが有した機能を箇条書にしてまとめておく。

① 水道組合

● 下水道施設 (埋樋・水落口など) を敷設、維持し、定期的(4)に下水道浚を行なう (菊屋町の所属する水道組合一七町の場合、下水道浚については請負人にまかせる形をとっている(5))。

② 火之見梯子組合

● 出火の際に火之見梯子に登り半鐘を打つ人足の賃銀をまかなう(6)。

● 火之見梯子が破損した際にはそれを修覆する(ちなみに菊屋町の所属する火之見梯子組合八町の火之見梯子は、総檜造で高さが四間半というかなり大きなものである(7))。

③ 宗旨組合

● 宗旨組合の頭町が巻納の順序をきめる抽選に加わる(宗旨組合が巻納の際の単位となる(8))。

● 宗旨組合の町々は、相互に宗旨巻の監察を行なう(9)。

● 大坂町奉行・惣年寄から諮問されたことがらの一部について、町々における有無もしくは可否が宗旨組合を通じて上申される(10)。

● 大坂町奉行・惣年寄からの触達の一部が、宗旨組合を介して町々に通達される(11)。

● 惣会所の諸勘定入用が宗旨組合を介して町々に通達される(12)。

このように宗旨組合は、大坂町奉行所側による人別掌握や上意下達の合理化、徹底化のためにつくられた組合とい

える。

③ 通達組合

- 宗旨組合が担っていた諮問に対する回答という機能、触達を町々に通達する機能を引ききうける（天明元年以降）。
- 同じく宗旨組合が担っていた惣会所の諸勘定入用の町々への通達機能を引ききうける。<sup>(14)</sup>

(1) 中井信彦『幕藩社会と商品流通』九三ページ。

(2) 脇田修「近世都市の建設と豪商」(『岩波講座・日本歴史』近世一、岩波書店、一九七五年)一八七ページ。

(3) 大坂内部の一定の地域、町々だけで形成する組合町も存在する。例えば、幕府役人の滞坂中の宿をまかなう北船場の三六町による「御用宿組合」(『道修町三丁目』御番衆御宿願番之定)(大阪府立中之島図書館所蔵資料)など、諸社社の勸化強制に共同して対処しようとした南組三四町による「勸化組合」(『大阪市史』第二卷・八〇一ページ)などがある。他に、市中川々にかかる橋の普請・修繕の入用を負担する「橋掛り町」も組合町の一種としてとらえられる。

(4) 「島之内堺筋東横堀間」十六町組水道伏樋一件控(大阪府立中之島図書館所蔵資料)。

(5) 「菊屋町外十六町水道浚難波武兵衛請負」(大阪府立中之島図書館所蔵 菊屋町文書)。

(6) 大阪道修町町式目「年中勘定任法立」(『日本都市生活史料集成』第一卷・四五六～四六一ページ)第一三条。

(7) 文化四年「久左衛門町火の見梯子建替費割方」(大阪府立中之島図書館所蔵 菊屋町文書)には、火の見梯子の仕様に就いて「火の見梯子惣檜、地面より雨覆迄四間半、四方柱建并貫手すり迫り釘、大工手伝足場一式、但掘込四尺斗」とある。

(8) 『大阪市史』第一卷・六一九ページ。

(9) 大阪道修町町式目「年中勘定任法立」(注(6)参照)第二二条。

(10)、(11) 「通達町御仕法并に申合控」(大阪府立中之島図書館所蔵 菊屋町文書)。

(12) 元文元年十一月一日に「南組郷之内丁人共」が大坂町奉行に対し惣会所出銀の減少を願った際の訴状(『菊屋町旧記』

『大阪編年史』第九卷・一三二ページ)の第五項の次のような記述による。傍線筆者。

一 毎年正月十一日御用始ニ被仰付候惣会所表諸入用勘定之儀、諸丁人存候様ニと被仰付有之候所、諸勘定申聞ス抔と申、

毎年十一月朔日、宗旨組合之内が年寄者人ツ、呼出、勘定表読聞され、判形取被申候へ共、大概計ニ而、委細勘定相知れ不申候、(以下略)

(13) 注(10)に同じ。

(14) 文化五々八年「南組郷銀請払諸勘定之写」(大阪府立中之島図書館所蔵 木挽町文書)から、惣会所で使用した人足賃などの惣会所表諸入用が、通達組合を経由して町々に伝達されることがわかる。

## 1 組合町における町々の編成のされ方

ここではまず南組菊屋町が所属している組合町を中心に検討を進める。第13表は、菊屋町が属している五つの組合町について、それぞれの組合を構成する町々の数を比較したものである。天明二年(一七八二)で、大坂惣町の町数六二〇、そのうち南組に属するもの二六一であるから、菊屋町の属する組合町はいずれも規模としては標準的であると言える。この中で、一組合あたりの町数が最も多いのが火消組合であることに注目しておきたい。

次に、第4〜8図に菊屋町が属している各組合町の地理的ひろがりを示した。組合町どうしの重なり具合に注目したい。五種類の組合町は、びったりと重なることはなく、宗旨組合が通達組合に含みこまれるのを除けば、いくつかの組合町の合体の上に成り立っているような組合町は存在しない。つまり、等しく地縁的なまとまりであると言っても、地図の上から見る限り、組合町は相互に独立して存在しているものと言える。

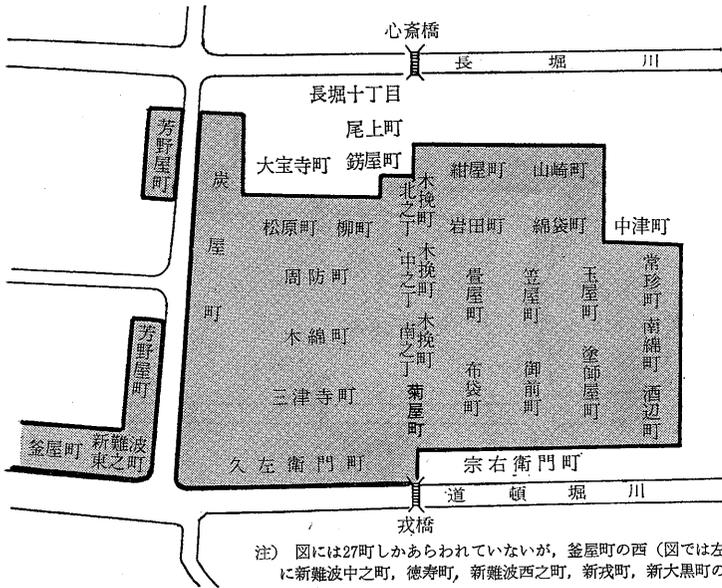
以上で、組合町どうしの関係についてみたが、次に三郷の区分との関係を検討する。近世の大坂の惣町六〇〇余町は、北組・南組・天満組に分割されており、それぞれに惣年寄が置かれている。各郷の惣年寄は、大坂町奉行よりの触達の通達、公役等の徴収など幕府の大坂支配の下請けを行なっている。三郷の区分は、その成立当初については評価を保留するが、近世後期では、いわば領主支配の基本的な枠組となっているものと考えられる。

大坂の火消組合の機能と運営（西坂）

第13表 菊屋町の属している組合町の町数

	町数	組合数	平均的規模
火消組合	32町	惣町で 21	620/21→29.5町
水道組合	17町	不明	不明
火之見梯子組合	8町	惣町で 72	620/72→8.6町
宗旨組合	4町	南組で 61	261/61→4.3町
通達組合	13町	南組で 19	261/19→13.7町

第4図 菊屋町の属する火消組合



注) 図には27町しかあらわれていないが、釜屋町の西(図では左)に新難波中之町、徳寿町、新難波西之町、新戎町、新大黒町の5町がある。

まず火消組合から検討する。菊屋町の所屬する南船場三二町組は全て南組に属している。しかし例えば北組と南組の境界線付近に着目すれば、上町二九町組、安土町一丁目をはじめとする北船場二四町組、備後町五丁目をはじめとする同二四町組、西船場三四町組等々は、いずれも北組と南組の境界線をまたぐような形で設定されている。つまり一つの組合の中に、北組の町々と南組の町々がまじって存在しているのである。このように火消組合の町々の編成のあり方が、三郷の区分に制約されないものであること

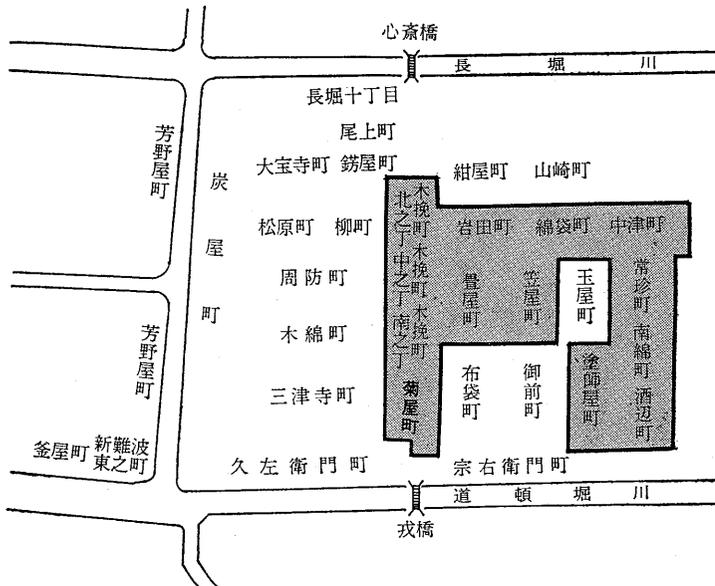


大坂の火消組合の機能と運営（西坂）

第7図 菊屋町の属する宗旨組合



第8図 菊屋町の属する通達組合



に注目したい。これは火消組合が一郷限りの惣年寄の支配に包摂されきらない存在であることを示しているものと考  
える。

次に水道組合について。菊屋町の所属する水道組合一七町は全て南組に属している。しかし、南組鍛冶屋町一丁目をは  
じめとする水道組合一六町についてみれば、一六町のうち油町一丁目から同三丁目までの三町が北組であることがわ  
かる。このように水道組合も三郷の区域分割におさまりきらない。

次に火之見梯子組合について。菊屋町の所属する火之見梯子組合八町はいずれも南組に属している。しかし、文化七  
年(一八一〇)五月の北組京橋四丁目の「年中町内諸入用控」<sup>(3)</sup>には「一貳貫五百文 天満九丁目え半鐘打賃」という項目  
(第一八条)があり、北組京橋四丁目が大川対岸の天満組天満九丁目を梯子元町とする火之見梯子組合に加わっていたこ  
とがうかがえる。このように火之見梯子組合もまた三郷の区域分割にしばられない地域結合でもあると考えられる。

以上において検討した三種類の組合町は、三郷の区域分割をこえた結合をみせていたが、これらに対し宗旨組合及び  
通達組合はどうであろうか。菊屋町の属する宗旨組合<sup>(4)</sup>、通達組合<sup>(5)</sup>を構成する町々はいずれも皆、南組である。南組南米  
屋町の属する宗旨組合<sup>(6)</sup>、通達組合<sup>(7)</sup>も同様である。また北組についても、道修町三丁目が属している宗旨組合<sup>(8)</sup>、通達  
組合<sup>(9)</sup>を構成する町々はいずれも北組である。このように、宗旨組合及び通達組合は管見の限り三郷の枠内におさまって  
おり、同一の組合内に、例えば北組の町々と南組の町々が入り混じることはない。つまり三郷の地域割り、さらに言え  
ば一郷限りの惣年寄の支配を前提とした編成がなされていると考えられるのである。

以上のような組合町における町々の編成のされ方の検討は次の二点にまとめられる。

- (1) 火消組合、水道組合、火之見梯子組合、通達組合は相互に独立的に存在していることがわかる(ただし宗旨組合の  
みは、通達組合に含みこまれる)。

(2) これらの組合町は、三郷の地域分割にしばらくは結合してゐるもの（火消組合、水道組合、火之見梯子組合）と、三郷の地域分割に包摂されてしまうもの（宗旨組合、通達組合）とに類別される。大坂の町人（家持）側の視点から、その機能面に着目すれば、前者は町人（家持）の都市生活を維持するために不可欠な機能を担う組合町であり、後者は幕府・大坂町奉行の彼らに対する支配・統制を補完する機能を担う組合町であるということができると考えられる。

- (1) 『大阪市史』第一卷・八七八ページ。
- (2) 「島之内界筋東横堀間」十六町組水道伏樋一件控（大阪府立中之島図書館所蔵資料）。
- (3) 黒羽兵治郎『近世の大坂』（有斐閣、一九四三年）二三一ページ。
- (4) たとえば『大阪編年史』第一三卷・一一五ページなど。
- (5) 「通達町御仕法并に申合控」（大阪府立中之島図書館所蔵 菊屋町文書）。
- (6) たとえば「諸事書上控（南米屋町）・七」（大阪府立中之島図書館所蔵 木挽町文書）など。
- (7) たとえば「諸事書上控（南米屋町）・一〇」（大阪府立中之島図書館所蔵 木挽町文書）など。
- (8) たとえば「道修町三丁目」諸事書上帳・二」（大阪府立中之島図書館所蔵資料）など。
- (9) たとえば「道修町三丁目」諸事書上帳・四」（大阪府立中之島図書館所蔵資料）など。

## 2 組合町の運営のあり方

すでに火消組合については、(1)年番町によって運営され、年番町は組合内の全ての町が勤めること、(2)定期的な、または臨時の寄合をもって組合内の共通意志の形成をはかっていること、を見てきた。これらは火消組合に特有なことがらであろうか。以下、四つの組合町について、(1)運営の主体となる町、(2)寄合のあり方、について簡単に検討したい。

### ① 水道組合

菊屋町をはじめとする水道組合一七町についてみる。菊屋町には「天保八酉年水道組當年番<sup>当</sup>布袋<sup>丁</sup>諸事控<sup>(1)</sup>」という原

表題をもつ史料があり、この題名から「当丁」＝菊屋町と布袋町が年番であること、すなわち年番町制度がとられていることがわかる。

また同じ組合内である木挽町には同年五月の「水道組寄合費<sup>(2)</sup>」という史料がある。それには「先月十七日西照庵ニ而水道組寄り合之節御膳其外雑用諸入用」という説明があり、一七町が下水道浚が終了したあと（先にあげた史料から四月一二日に終了したことがわかる）、おそらく監査のために寄合を持っていることがわかる。

以上、菊屋町の所屬する水道組合の運営のあり方については、年番町制度をとり、寄合を持つことが確認できる。

#### ㊦ 火之見梯子組合

菊屋町の所屬する火之見梯子組合では、文化四年（一八〇七）七月に火之見梯子が大破し、その建替が行なわれている<sup>(3)</sup>が、その際の入用の割方及び個別町への請求は火之見梯子の所在地（梯子元町）である久左衛門町によってなされている。出火の際の半鐘打ちについても、当番町があるわけでもなく、文政七年（一八二四）の道修町三丁目の「年中勘定仕法立」第一三<sup>(4)</sup>条や、文化七年の京橋四丁目「年中町内諸入用控」第一八<sup>(5)</sup>条には、半鐘打賃が梯子元町（それぞれ高麗橋三丁目、天満九丁目）に支払われているところを見ると半鐘打ちの人足も梯子元町で調達する場合が多いものと考えられる。火之見梯子が梯子元町に固定的に設置されていることを考えれば、運営のための当番町などを定めない方が合理的であるのかもしれない。

ただし、先にふれた文化四年の、菊屋町の属する火之見梯子組合の火之見梯子建替入用の費目の中には「一 五拾七匁八分 寄合入用」という項目があり、梯子元町の主導による運営も、一方では組合内町々の寄合によるチェックと合意の形成を伴ったものであることを確認しておきたい。

#### ㊧ 宗旨組合

宗旨組合を中心的に担うのは、固定的に設定された宗旨頭町（頭町）である。幸田成友氏によれば、船場・島之内では東西に通ずる一筋を宗旨組合とし、東端の町を宗旨頭町としたと言うから、町々内部の状況にかかわらずかなり機械的にきめられたものと推測される。諸糺物・諸通達の度毎に宗旨頭町が惣会所に出頭することについては、宗旨頭町の負担が過重なので宗旨組合内部で負担の分散がはかられるようになっていったらしい。南組の菊屋町や南米屋町の場合、触達の通達の記録を見ると、一八世紀中頃において惣年寄のもとに呼出しをうけて出頭するのは「宗旨組合之内年寄老人」とあって、宗旨頭町年寄と特定されていない事例がある。この場合など頭町以外の町々も頭町の役割を分担したものである。

また文政七年の道修町三丁目「年中勘定仕法立」の第一七条には「一 火消組合町々并宗旨町々年寄臨時用談之節寄合入用」、さらに第二二条には「一 宗旨町筋六町巻見合として相互に相糺合申候節、寄合入用、当番町江余内銀」とあって、宗旨組合においても臨時に、また巻納の時期に定期的に寄合が持たれていたことがわかる。

### ⑤ 通達組合

通達組合の業務を担うのは、通達町とよばれる当番の個別町である。南組の通達組合は、天明元年八月の成立時の惣年寄からの申渡しによれば「月替りニ順番申合罷出」とあり、南組全体として月番制をとっていることがわかる。北組のうち、道修町三丁目の属する通達組合一五町、及び高麗橋三丁目の属する通達組合一五町については年番町制度をとっていることが『大阪市史』からわかる。これらの事例から、北組は全体として年番制をとっていることが推測される。天満組については、同じく『大阪市史』から堂島中二丁目の属している通達組合が月番制をとっていることがわかる。この事例から天満組は月番制度をとっていると推測できよう。このように三郷とも、月番町もしくは年番町という当番町制度をとっていることがわかる。南組・天満組が月番町制度で、北組が年番町制度であることは、各郷の独自性

を示すものとして注目されるが、相違もたらされた事情については今のところあきらかにできない。

また、他の組合町のように寄合入用の存在を示す史料は、今のところ見つけていないが、例えば南組の場合、毎年正月御始の際に、一か年分の月番町を届出ることになっており、このような一か年分の月番町をきめるような場合には当然組合として寄合をもったものと考えている。

以上のような検討から、組合町の運営のありかたについては次のようにまとめることができる。

(1) 火消組合、水道組合、通達組合などのように当番町（年番町、月番町）によって業務が担われている組合町と、火之見梯子組合（梯子元町）、宗旨組合（宗旨頭町）のように運営を主導している町が固定されているものとわけられる。ただ火之見梯子組合の場合、火之見梯子が特定の町に固定的に設置されているという事情がある。また宗旨組合の場合でも宗旨頭町自体は機械的に設定されたもののようであり、南組などでは組合内各町への負担の分散化がはかられるという動向がみられた。火之見梯子組合や宗旨組合について、組合内の町々の間に上下関係を見出すことはできないと考える。

(2) 火消組合、水道組合、火之見梯子組合、宗旨組合については、「寄合入用」の存在から、組合町の運営が寄合によって町々の合意を形成しながら進められていることが確認できた。ただ水道組合以下の組合町の寄合において、火消組合の寄合においてみられたような、組合をこえた惣町規模の寄合や、その組合町に固有な業務の範囲をこえることがらに関する相談がなされていたことを示すような史料は管見の限りでは存在しない。

(1)、(2)より組合町の運営のあり方は、結合の契機は如何にかかわらず組合内のそれぞれの個別町が同格であるという前提に立っているものと考えることができる。

(1) 「菊屋町外十六町水道浚難波武兵衛請負」(大阪府立中之島図書館所蔵 菊屋町文書)。

- (2) 「水道組合費覽」(大阪府立中之島図書館所蔵 木挽町文書)。
- (3) 「久左衛門町火の見梯子建替費割方」(大阪府立中之島図書館所蔵 菊屋町文書)。
- (4) 『日本都市生活史料集成』第一卷・四五七ページ。
- (5) 黒羽兵治郎『近世の大坂』二二二ページ。
- (6) 「徳川時代の大阪市制」(『幸田成友著作集』第一卷・四三二ページ)。
- (7) たとえば、『大阪市史』第三卷の補達一一六、触二六六五、補達一四一、『大阪編年史』第一一巻・二〇八ページなど。
- (8)、(9) 『日本都市生活史料集成』第一卷・四五八ページ。
- (10) 「通達町御仕法并に申合控」(大阪府立中之島図書館所蔵 菊屋町文書)。
- (11) たとえば、『大阪市史』第三卷の補達一九四、第四卷上の参考一三五など。
- (12) たとえば、『大阪市史』第四卷下の補達六二九など。
- (13) 注(10)に同じ。

### 3 大坂町奉行・惣年寄との関係

火消組合については、先に元禄一〇年(二六九七)一〇月二九日の大坂町奉行から触達<sup>(1)</sup>によって、いわば「上から」設定されたものであったことをみた。また火消組合は、大坂町奉行、惣年寄の意志を組合内の町々に通達する機能を有していたことも述べた。

以下、四つの組合町について、(1)成立の経緯、(2)通達機能の有無を略述する。

#### ① 水道組合

水道組合の設立を命じた触達の類は存在していない。下水道は都市生活上不可欠の施設であり、その保全のための組合は町々において自然発生的かつ個別的にできたものかと思われる。例えば、南組鍛冶屋町一丁目<sup>(2)</sup>の属する水道組合一六町の元禄年間の古文書(享和二年筆写のもの)には、この水道組合一六町が万治三年(一六六〇)に東横堀に下水道の水

落口をつくったことに関する記事があるので、この一六町の下水道ができたのはそれ以前であることがわかる。他の水道組合についてもその成立時期は比較的早い時期までさかのぼれるであろう。

また、水道組合を介した触達の通達の事例は見られない。

#### ② 火之見梯子組合

『大阪編年史』によれば、大坂市中の火之見梯子七二か所は、宝曆九年（一七五九）正月の大坂町奉行所側からの命令によってつくられたことがわかる。『大阪編年史』にはこれに関連して「此節三郷町中ニ火之見梯七十式ヶ所出来、隣町ニ而梯子組合町有之<sup>(3)</sup>」という記事がある。火之見梯子組合は、その設定を命じた触達自体は見られないが、宝曆九年の市中の火之見梯子建設に伴う大坂三郷の出火監視体制の形成と平行して成立したものと考えられる。

火之見梯子組合は火消組合と同様に大坂町奉行所側の指示によって成立したのではないかと考えられるが、火消組合が有したような触達の通達機能は持っていなかった。

#### ③ 宗旨組合

宗旨組合の史料上の初見は、管見の限りでは、元文元年（一七三六）六月、十人年寄から「丁頭町々」（宗旨組合の頭町）に宛てて出された神事・遊山等を遠慮すべからざることという申渡<sup>(4)</sup>である。しかし先に述べた宗旨組合と「巻納」との関係を考えれば、宗旨組合の成立は、巻納の成立時点<sup>(5)</sup>、すなわち寛文九年（一六六九）ごろまでさかのぼってよいものと思われる。そしてそれはおそらく大坂町奉行所側からの命令によって設定されたものとして間違いあるまい。

宗旨組合が触達等の通達機能を有することはすでに述べた。

#### ④ 通達組合

南組の場合、天明元年（一七八一）八月二六日の惣年寄からの申渡<sup>(6)</sup>によって通達組合が成立していることが知られ

る。この申渡しには「南組宗旨組合六拾耆組、是迄諸糺もの諸通達之義ニ付、度々呼出多人數毎々罷出候義迷惑ニ可存段於御役所も依思召、伺上此度通達組合十九組ニ相定、以来右耆組耆町ツ、可呼出候」とある。これから、第一に通達組合が宗旨組合の機能の一部（諸糺もの・諸通達）を代替するために設定されたものであること、第二に組合の成立、領域の設定が大坂町奉行の意をうけた惣年寄の申渡しによることがわかる。南組菊屋町や、南米屋町の事例を見れば、通達組合がいくつかの宗旨組合を統合する形で設定されたことがわかる。またこの天明元年八月の申渡しには「宗旨組合町之儀、已来是迄之通相心得可被申候」とあり、通達組合の成立によっても宗旨組合は消滅せず存続することがわかる。

北組の場合、通達組合の設定を命じた史料自体は見られないが、「通達組合」という文言は、高麗橋三丁目の三井両替店の「御触帳」<sup>8)</sup>では、同年九月一五日にはじめてあらわれることから、南組と同時期に設定されたものと推測される。天満組についても同様ではないかと考えている。

以上の検討をまとめると次の通り。

(1) 大坂の組合町は、その成立の経緯から、①大坂町奉行・惣年寄らの命令によって設定されたもの（火消組合、通達組合）、もしくはそのように推定されるもの（火之見梯子組合、宗旨組合）と、②町々の間で自発的に形成されたと推定されるもの（水道組合など）にわけて考えることができる。

(2) さらに②については、火消組合、宗旨組合、通達組合のように通達機能を有するものと、火之見梯子組合のように有しないものにわけることができる。

さて、本節では、1〜3において、火消組合とその他の組合町について、いくつかの観点から比較したが、その結果はとりあえず、第14表のようにまとめられる。

第14表 組合町の比較

		火消組合	水道組合	見 之 火 梯 子 組 合	宗旨組合	通達組合
1	他の組合町との関係 町々の編成のされ方と 三郷の区分との関係	無関係 無関係	無関係 無関係	無関係 無関係	通達組合に 含まれる 包摂される	宗旨組合に 含まれる 包摂される
2	運営の中心となる町 寄 合	年番町 有	年番町 有	梯子元町 有	宗旨頭町 有	月番町 または 年番町 (有)
3	成立の経緯 通達機能の有無	触達 による 有	(自生) 無	(触達) による 無	(触達) による 有	触達 による 有

注) ( )内は推測。

以上で組合町に関する個別的な検討を終えることにするが、最後に本節での検討をふまえ、組合町と個別町との関係について述べておきたい。すでに述べたように個別町は、「火消し」や下水道などの都市の生活機能維持の側面においては非自立的であり、組合町の機能に全く依存している。けれども1で見たように、各種の組合町は地縁的なまとまりである点は共通しているのだが、種類ごとの組合町の町数や地域的ひろがりには区々で、通達組合が宗旨組合をいくつか併わせる形で成立しているのを除けば、組合町どうしは相互に独立的に存在している。(9)このことは、組合町が孰れも何らかの機能をその名称として冠していることと考えあわせれば、個別的な機能を担うためにその都度組合町が、従前の組合町の枠組にとらわれずつくられていったことをうかがわせる。このような組合町の町々の編成のあり方は、個別町自体をみてはわからないよううな、組合町に溶解しきらない個別町の単位の強固さを反映したものであるとしてとらえられると思う。そしてこの個別町の単位の、独立性が、当番町制度、寄合に見られる町々の対等を前提とした組合町の運営のあり方につながってくるのである。

(1) 『大阪市史』第三巻・一四五ページ、触五六九。

(2) 「島之内堺筋東横掘間」十六町組水道伏樋一件控(大阪府立中之島

図書館所蔵資料。史料の一部を示せば左の通り。

往古書物写

一 道頓堀・長堀之間、堺筋の東横堀迄、北者九之助町を限り十六町、水道者有之候へとも水之落口無御座候ニ付、万治  
子年右町々訴訟申上、三ツ寺町筋大道、雪踏町筋大道式筋致伏樋、東横堀江水落候処、（以下略）

右之通古書有、年番ニ預ケ置候箱之中ニ有、丁内ニ写置候事

享和貳戌年五月

小節屋

年寄 五郎兵衛

丁代 正 藏

- (3) 「海部屋記録」(『大阪編年史』第一〇卷・七二ページ)。
- (4) 『大阪市史』第三卷・三七七ページ、補達三八。
- (5) 「初筈言上候帳面写」(『大阪市史』第五卷・六一ページ)。
- (6) (7) 「通達町御仕法并に申合控」(大阪府立中之島図書館所蔵 菊屋町文書)。
- (8) 「御触帳」(三井文庫所蔵史料 本三〇〇)。
- (9) これは、農村における組合村が様々な結合の契機に基いて重層的に存在していたのと共通する(久留島浩「村と村の関  
係」『歴史公論』一〇六号、一九八四年、など)。

おわりに

本稿での検討を簡単にまとめてむすびとしたい。

第一節、第二節では、火消組合の具体的な機能と運営のありかたについて検討した。まず火消組合の機能について。

従来の『大阪市史』においては、文政年間以降、火消組合が実際の「火消し」の機能の上で具体的にどのような役割を担っていたかがあきらかでなかったが、検討の結果、文政年間以前と同様に、水之山人足動員の枠組としての機能を持ち続けていることがわかった。また火消組合の運営については、年番町を勤めるローテーションを解明することによって、組合内の全ての町々が年番町を勤める仕組みになっていることをあきらかにできた。また町々の意志一致をはかる場として、組合限り、また惣町規模での寄合の存在を確認することができた。火消組合が訴願運動などに見せる町々の共同性は、このような「火消し」という具体的な都市生活維持のための町々の共同行為や、年番町と寄合という、町々の対等を前提とした運営とによって裏づけられているものと言えよう。

第三節では、火消組合と大坂の他の組合町（水道組合、火之見梯子組合、宗旨組合、通達組合）について、町々の編成のされ方、運営、大坂町奉行所、惣年寄との関係の面での比較を行なった。その結果、第14表のように、火消組合は他の組合町と多くの共通する側面を持っており、大坂に複数存在する組合町の一つとして位置づけられることがわかった。

それではなぜ火消組合のみが、惣町的な訴願運動の枠組になりえたのだろうか。

まず火消組合と宗旨組合・通達組合とを分かつのは、第一に町々の編成のあり方である。宗旨組合・通達組合のように三郷の地域区分に拘束された（一郷限りの惣年寄の支配に包摂された）町々の編成のあり方では、各郷をこえた惣町的な町々の結合関係の展開はむずかしいものと考ええる。第二は、組合の機能と町人（家持）の都市生活との関わりである。宗旨組合・通達組合は町人（家持）の立場から見れば「支配のための組合」であり、町人（家持）の都市生活を維持する機能とは直接関わりない点で、共同性形成の基盤としてはいま一つ弱かったものと考ええる。一方、火消組合と水道組合・火之見梯子組合とを区分するのは、大坂町奉行所・惣年寄との関係であろう。水道組合は自生的に成立したのと考えられ、通達機能を持たない。火之見梯子組合も大坂町奉行所側の指示でつくられたものと考えられるが、これも通達機能

は有していない。火消組合のように通達機能を持ち、さらに大坂町奉行を最高指揮者とする「火消し」活動を支えることによつて日常的に大坂町奉行所側と接点を有することが、訴願運動の形成などにおいては有利にはたらくものと考えられる。そしてさらに付け加えれば、他の組合町の活動が基本的には個々の組合内で完結するのに対して、「火消し」の活動が組合内で完結する性格のものではなく、五大区の中で複数の組合が連絡をとりあつて行なわれるものであるということも、より広域的規模での共同性の形成にプラスに作用したにちがいないと考える。

以上述べたことは、いずれも実は近世都市における「火消し」機能の重要性に帰着させて考えることができる。火消組合に見られる三郷の枠組をこえた町々の編成、組合町どうしのつながりは火事の災厄の広域性がからしめたものであろうし、火消組合が大坂町奉行の命令によつて設定され、通達機能を持つなど、大坂町奉行所側と日常的なつながりを持ったことは、都市を支配する側にとつても「火消し」が重要な課題であることから発している。そして何よりもまず重要なことは、火事が町人（家持）の存在基盤である町屋敷を灰燼に帰せしめる危険性を有する故に、すべての町人（家持）にとつて最大級の脅威であつたことであらう。それ故消防活動を目的として設定された火消組合は、他の機能を担う組合町を置いて格別なものとは町人（家持）側から意識されていったにちがいない。火消組合が「火消し」のみならず、惣町規模の訴願などすべての町人（家持）の共通利益擁護のための組合としての性格を持ちえた理由は以上のような点から考えられるのではないかと思う。

以上、本稿での検討は、一九世紀の大坂の火消組合を中心とした、いくつかの組合町について限定した視点からの素描にとどまった。組合町の歴史的発展の問題、局地的な組合町、また一時的に取結ばれる町々の連合の問題など、組合町についての残された課題は多いが全て後日を期したい。

〔付記〕 本稿は、一九七八・九年度科学研究費補助金・総合研究（A）「江戸幕府直轄領支配機構の総合的研究」による研究成果の一部である。